珠玉の用法

各個の珠玉を說くに先ちて裝飾品として之を用ひる方法について一言する必要がある。大きな珠玉、貝貨、鼈甲牌等は個々に佩用せられるのであるが、之を他の物質に嵌裝することはパラウ島の螺鈿のみで、多くは小孔を穿ち緒を以て懸垂する。之に反し小珠玉は常に若干數を併はせて用ひ、之を他の物質に縫ひ付けることもあるが、通例一條の緒に聯貫し、我古語にいふ所のミスマル(御統)の珠として用ひるのである。之はポリネシア、メラネシア其他に於ても行はれることで敢て奇とするには足らぬが、ミクロネシアでは鬘にも耳飾(ミツラ)にも、頸飾にも、帶にもミスマルを用ひること我上代人と同樣であるのは注意すべきことである。

以下尙殘存する遺物及現在使用せられる珠玉を列擧する。

赤貝珠。　海菊其他の赤色の貝を以て製するもので、就中海菊は美しい橙赤乃至淡赤色を呈するが、深海の底に棲息し、之を漁獲することが容易でないから、最珍重せられ、種々の呼稱の下に裝飾品として用ひられる。赤貝珠に屬するものは左の如き品種である。

海菊珠

(イ)アアト(マーシャル語)。　海菊の小片で中央に一孔があけてある。マーシャル島では舊時之を通貨に用ひた。此貝を產するのは群島中マジュル及ナムリク礁湖ばかりで、兩

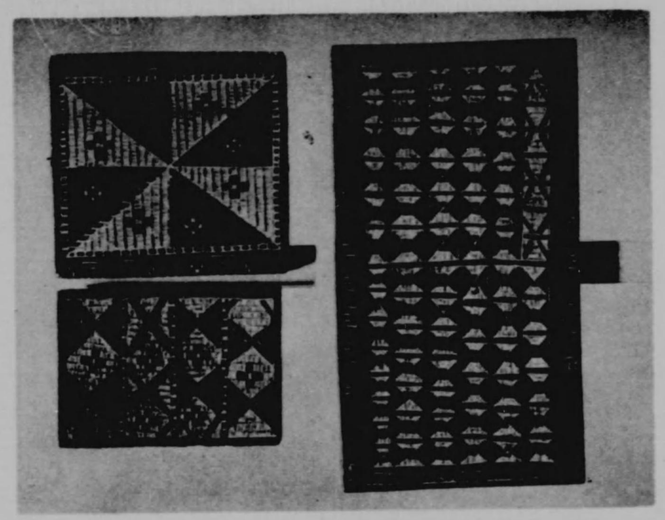

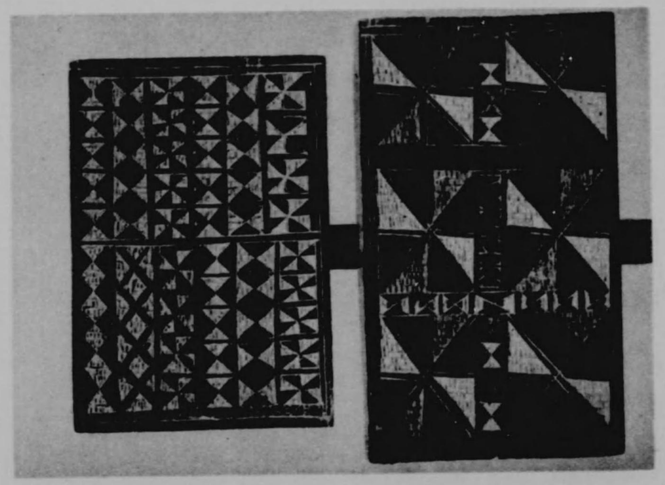

第二十三圖版

クリスチャン(カロリン群島)所藏

案圖刻彫のペナボ

地に於てのみアアトを製作する。其方法は貝を砕いて赤い部分のみを取り、槌を以て之を所要の大さに荒作りし、ブゲと呼ぶ一種の珊瑚岩を以て削り磨く。孔を開ける爲には既記の轆轤錐（第一目參照）を用ひる（フィンシ一七二頁）。此貝珠は多くは二〇個を以て一聯とする。クレェーマーによれば之を方堵形に削り頸輪に懸吊するものもあるといふことである。

（ロ）バケ又はベケ（ポナペ語）。ポナペ人の用ひる大小區々の赤貝珠で、古墳等の出土品を以て製作する。其故に既に若干色澤を失うたものがある。珠玉の外に牌としても使用することがある。

（ハ）アッサン（中央カロリン語）。之に用ひる貝はルクではフォウルプ（又はフォウルク）、モルトロックではフェイラムといひ——確實ではないが海菊の類であらうといふことである——徑五乃至一〇ミリ、厚さ二乃至四ミリで中央に孔があけてある。多くはルク及モルトロック群（就中エタル島）に於て製作せられる。

（ニ）ガウ（ヤップ語——パラウ語のカウと同原であらう）。厚さ約三ミリ、徑約一〇ミリで、中央に小孔が穿たれて居る。形は多くは不正である。原料の產地、製作地共に不

明であるが、ヤップ人が特に之を愛好し、東西南北から蒐集したことは事實である。

(ホ)カウ(バラウ語)。　ブリニエイといふ硨磲貝の一種の番(フガイ)に近い赤く色づいた部分のみを取つて製したもので、厚さ約二ミリ、徑五乃至八ミリの穴珠である——之を聯貫して作つた飾帶も亦カウと稱せられる(第一章第一目參照)。其外端には長さ四五ミリ、幅一〇ミリの長方形のものを用ひる——クバリーによれば此貝はバラウ島の北端アラコロンの深水中にのみ產するもので、同地に玉(タマス)作りを職とするものが住んで居たが、原料が乏しくなつたのと、其細工に手がかゝり收支償はぬやうになつたので今では全く廢絶した。之を製するには炭火を以て貝を溫め、小刀でこちて番(フガヒ)を外し、之を碎いて赤色の部分を取り、玄武岩の荒砥で削り、所要の形を作るのである。土人は艷磨きの術を知らぬので、長日月間之を鬻河の流に洒し、水力の研磨にまかせたといふことである。

白貝珠。　材料には眞珠母介、螺の貝等を用ひる。赤貝珠と同形で製法も略同樣であるが、之のみを以て聯珠(ミスゴル)とすることはなく、黑珠(椰子珠及ジア珠)の取あはせに用ひる——貝貨については後に述べる。

椰子珠(ルク語チェク又はシェク、モルトロック語サク)。　熟した椰子の堅殼を碎いて之を所要の形とし、中央に穴をあけて緒に貫くやうにしたもので、バラウ、ギルバート島其他では製作せられるが、最多く用ひられるのは西カロリン諸島就中ルク及モルトロック群である。後地では殼を碎いて荒作りし之に孔をあけることは男子の仕事であるが、研磨は婦人の手によつて行はれる。光澤を出す爲にはルクでは新鮮な海棉を用ひる。殼の厚さは通例三ミリ以內であるから厚みのある珠を作ることは出來ぬが、畸形の椰子殼を用ひて環狀の珠を製することがある。其は果肉のない彈丸狀の椰子の實で、他の完全な果實に交つて居るのを屢見受けるのである。之をロシル(又はロチル)と稱へる。之を要するに椰子殼を以て製する珠には左の三種がある(フィンシ三五七頁)。

(イ)平珠。　厚さ一乃至三ミリ、徑四—五ミリ、周緣丸く或は稜角を有し、艷磨きにして中央に小孔を穿つたものである。

(ロ)小環(ワク)珠。　徑五乃至一三ミリ、厚さ三乃至五ミリで、孔の大さは二乃至八ミリである。外面は多くは磨いてある。

(ハ)大環(ワク)珠。　徑一八乃至二五ミリ、厚さ五乃至八ミリ、壁の厚さ二乃至四ミリ、外面

は通例美しく磨いてある。

此等の平珠、環珠は緒に貫くことが普通であるが、往々細糸でかゞることもある。黒色の外に赤褐色又は淡色のものゝあるのは未熟果を以て製したものである（クバリー）。古歌に竹珠を密（シヂ）に貫（ヌ）き垂れたとあるは此環珠の聯珠の如きものであつたであらう。

ジア珠。ジアと稱するマングローヴの一種の水上の幹から皮を剝ぎ取り、珊瑚礁の砥石を以て削り、鰒の齒を以て孔を穿ち、ミリウィといふ海棉で磨いたもので、其形は上記シェクの平珠に似て稍薄く、用法も又同樣である（クバリー）。

バラウ珠

ア・ウドウド。バラウ島ではウドウドと稱する人工を加へた石質の小珠玉が珍重せられる。クバリーは多數の標本を蒐集して之を其報告書に添付した（K六―二八頁）。今日では之だけの異種を揃へることは困難であらうと思ふが故に、私の手中にも若干の寫眞及摸寫があるけれども其を棄てゝクバリーの原色版を複寫添付することにしたのである（第一五四圖）。此珠玉は錢貨と同樣の價値を有し、此語に語尾エルを接着した動詞ウヅデルは「支拂」を意味するのみならず、之を裝飾の用に供することは寧ろ稀有であるが、其物質の絶對價値はさのみ高價なものではないから、ウィルソン、セムペル、クバリー等のやうに貨幣として觀察

用途

する事は決して當を得たものでなく、赤貝珠等と同一品彙に屬するものとすべきである。

分類及材質

クバリーは此珠玉を三類に區分した。第一類は堅牢、不透明な琺瑯質で、貝殼を切斷するに足る硬度を有し、碧玉、陶碧玉若くはよく燒いた土と思はれるやうな天然物質より成り（第一五四圖、一、二、一三等）、第二類は人造珠で其内質は第一類のものに近く、外面には或は深く或は淺く種々の色模樣が象嵌せられて居る（同圖中三〇、四〇、四九等）。又第三類はカルドョク卽ち硝子球と呼び、多くは透明な硝子質のものである（同圖中一四、二三、二九、五四等）。島民は之を形狀、品質、大小により更に數十種に細別し、各別に名稱を與へて居るが、今では盡く之を識別し得るものは稀である。第三類中には實際硝子の破片もあるのであるが必ず緒を通す孔をあけてあることを特色とする。

形狀

銳利な器具をもたなかつた土人が右の如き孔を穿ち得たと思はれぬのみならず、其材質も亦本土の產でないことは明である。然らば何處から此不思議な珠玉が到來したかといふことは今日まで尙解き得ざる謎で、彼等は神（カリズ）から授けられたものであると信じ、外國人が其は硝子である、南京珠であると敎へても、其等は人間の作つたもので我々の神寶とは物が違ふと抗辯する。又實際に於ても南京珠や陶器、硝子の破片で模造した輸入品

由來

は直に鑑別せられて、之によつて巨利を博せんとする企は常に不成功に終つた。然らば如何なる機緣によつて神から之を傳へられたかといふに、島民は之に關して次のやうに物語るのである。

昔々、一羽のキウイト鳥がナルサウといふ所からバラウ島のケクラウの里に來てパルスといふ木の枝の窪みに溜つた水を飲んだ所が受胎して小さな魚を產んだ。此魚は木の皮の水溜りに住んで居たが、或人が之を見つけて小皿に入れて家に持ち歸つて養うた。然るに其生育が急速であるので、之に應じて容器を取かへたけれども、遂には最大の硨磲貝にも容れられぬやうになり、已むを得ず大海に放した所が鋸鮫の幼魚と化した。後日太刀の魚を夫に迎へ、ンロットといふ一島を春に負うて泳ぎ廻はつて居たが——之によつて其名をンロットとも呼ばれた——受胎したのでアニアウル（アンガウル）島に到り、其地で女の子を生んだ。此子はアル・ヂルグンと呼ばれ、上陸して島の子と遊び、アウゲル・ペラウ（アウゲル家の祖神の意）家の男の子と友達となつて其家に招かれ、日中は嬉戲し、夕方には海中の母の許に歸ることを例としたが、家人が之を愛して引とめたので、母の許を得てアウゲル・ペラウ家に入り、成長の後其媳婦となつた。

然るに其母と同樣に限りなく身長が伸びるので人々は之を疎み始め、別の家に住はせて食物を投げ與へた。アルヂルグルは此境遇を悲んで生母に相談した所が、此地を去ることを勸められたので、其養親に別を告げていふには「私は今姙娠中であるが、分娩の時まで私を養うて置かれたら胎兒は珠玉となつて此家の財寶に歸する筈であつたけれども、今お別れせねばならぬやうになつたから只之だけ差上げる」というて、太い指で肚を撫で下した所が多くの珠玉が地上に落ちた。アルヂルグンの妻は島から消えたが、アウゲル・ペラウ家は之によつて大に富み榮えた。大魚に負はれたンロットの島は珠玉を以て眞砂とし、其中に上記のアルヂングルと其子なる多くの濱千鳥とが棲んで居た。其鳥の一つがオカク鳥となつて祖母の鄕土のケクラウに遊びに行き、口から珠を吐き始めたのをナルエレラ家の主婦が見つけ、恰も鹽漁から歸つて來た息子にその話をして居る中に靈鳥は自ら死期が近づいたことを覺り、死後臟腑を檢めたら珠玉を發見するであらうと告げて斃れた。其敎の如くしたら黃い珠ばかり七十個出た。ナウエレウ家は之によつて本島第二の富豪となつたが、其後家運が衰へて珠玉は同じケクラウのカルマン家に移つた。

カイヤングル島には次の如き一異說がある。

昔一酋長が其子と共に漁に出て舟を一珊瑚礁岩に繫いで居た所が、岩と見たのは上記の鋸鮫の夫なる太刀の魚の脊の鰭であつて、親子の眠つて居る間に動き出してンロットの島についた。息子は舟底が磯に觸れる音に眼をさまして濱に行き、美しい色石を魚籠に一杯拾ひ集めたが、群がる濱千鳥に投げつけた爲、殘り少くなつた。父が目ざめた時には又もとの位置に歸つて居たが、籠の中に殘つた石は盡く珠玉であつた。ドクトル・セムペルが島民アラカルクから聞いた民譚の一節中には次のやうな全く異つた傳說がある（S一九四頁）。

或日下界のルバク（貴族）の一人が天に上つた。天上の神は毎夜燦（きう）めく眼——其は星である——で下界を眺めるのであるが、右のルバクは其神の一人の美しい眼を盜んで持ち歸り寶としたのが、今日用ひられて居る珠玉である。

此話には尙前後がある（前編第一章第五目參照）。珠を天人の眼及空の星に譬へたことは遙に詩的であるが、ンロットといふ浮寶島の存在が他の形式に於ても普く民衆に信ぜられて居た所を見ると、尙之を以て原傳說とせねばならぬ。いづれにしても此珠玉が外來のものであることは右の傳說によつて推定せられる。

我上代の珠との比較

ア・ウドウドに類した珠がニウ・ギニアでもボルネオのクテイ河地方に於ても珍藏せられ、チモールのサヴ島からも發見せられたといふことであるが、此等の諸地が此珠の製造元であらうとは思はれぬ。又或る種のものはヴェネチア製若くはフェニキア產であるといふ說もあるが、其當否は姑く論外として、其材質と之に孔を穿つた點が我管玉、丸玉、切子玉等と稱する古玉に類似して居ることは誰でも氣のつく事である。クバリーも第二類の珠の鄕土を本邦に求めようとして一八八二年（明治十五年）來朝の際、東京帝室博物館に照會したが、同館から日本にも同樣のものが出土することはあるけれども、其は內地產ではなく佛僧がアジアから輸入したものであるといふ回答を得たさうである。

クバリーの報告書を校閱編輯したシュメルツも亦第一類の珠と我曲玉、管玉との類似についてジーボルトの日本志及ゲエルツの「日本及支那の天產」（一八七八年橫濱版）を參照すべきことを指示した。後の書物からシュメルツが引用した所によると、曲玉は濃綠玉髓（プラスマ）、蛇紋石（セルペンチン）、碧玉（ジヤスペル）、瑪瑙（アガート）、紅瑪瑙（コルナリン）、硅岩製であるが、時としては黑曜石（オブシデアン）、軟玉（オフリート）（硬玉（ジヤード））、水晶、紫水晶（アメシスト）、凍石（ステアリト）を以て作り、之を支那製とするものが多いが、日本產と見る方が事實に近く、略、間違

はあるまい。……北海道のアイヌ及千島の住民は今でもシトギ(?)といふ石造の頸輪を用ひて居る云々とある。又ゴーデフロイ博物館目錄第四八五頁に、右のシュメルツがバラウ珠について記註した所によると、獨逸のホルスタイン及プロイセンにある匈奴の古墳からも之と同樣の琺瑯質珠玉が澤山に發見せられるといふことである。此等の報告に誤がないとすれば我管玉、丸玉、切子玉等とバラウ珠とが全然別系のものであらうとは私には考へられぬのである。

第百五十五圖　アウドウドの分布

チャモロの頸珠

現在では此珠を大切にするのはバラウ人に限られて居るが、昔は他島でも之を用ひた形跡がある。ヤップ島では次に記述するやうにバーラン(石貨)が輸入せられるまではバラウ珠を珍重したといふ口碑が殘つて居り、現に土中から屢發掘せられる(クバリー)。サイパン島に於ても最近軌道架設工事中數個を發見した(チャモロ語リサジャ、カロリン語ファイパルといふ)のみならず、リサジャとしては第一五五圖の如き硨磲貝製のものが用ひられた所を見ると、往昔少くとも西部諸島に普及して居たものと思はれる。其がバラウ島にのみ集中したのは赤珠の飾がヤップに吸收せられたと同樣の需給關係に基くもので、バラウが輸出元であるといふ證據にはならぬのみならず、ヤップからバラウに流入した形跡は顯著である。クバリーによればヤップ島ではまだ孔のあけてない珠玉が出土することがあり、後記の石貨切出の爲にバラウに渡航するヤップ人は此珠玉を携へて滯在中の經費に充當するを例としたといふ事である。上記の傳說中に見えるケクラウといふ地名がヤップ南端のゲクラウと同語で、外來人の定着した土地であることは前編第一章中に述べた通りであるから、其祖先が之を將來し先住民たるアウゲル・ペラウ(バラウ祖神)に傳へたといふ民譚は信用するに足ると信ずる。私の想像では往昔ミスマルの珠を用ひた民族——チャモロ語のリサジャも聯珠を意味するから、恐らくは此民族であらう——が其鄉土から將來し、若くは後日取寄せた珠玉が或る時代には群島の各地に散布せられたけれども、其民族の後裔は何かの事情で之を閑却するやうになり、バラウ島では特に土人の嗜好に適うたが爲に、追々と同地に吸收せられたのであらう。

貝貨。　右の諸品及其製作品はいづれも其稀有なることにより、或は細工に多くの歲月と勞力を要することにより、珍重せられるので、就中ヤップのガウ、バラウのア・ウドウドは最貴重品として御家騷動の種ともなり、敗戰者の貢ともなり、或は代償物件として通用するのであるが、之を目して貨幣とすることについては上記の如く頗る疑がある。趙氏の珠

は連城にかへ、信實（ノブザネ）の歌仙の繪は一枚一萬金を値したといふことであるが、之を貨幣と見るものはあるまい。珠玉にあらずとも被服、食品、舟其他あらゆる有價物件が交易の材料になることは前編第三章第四目に述べた通りで、貝、鼈甲、鯨齒、黃粉等も其用に充てられるが、實用に供せられることなくして代價物件の爲に特製せられたものは貝貨のみである。クサイ島ではファイと稱へ、第一五六圖に示すやうな貝貨がある。材質は眞珠母貝で大型のものに在つては長さ二三サンチ、幅八·五サンチを算する。ヤップ島でも貝殼の一端に小孔を穿ち、之に緒を通して錢貨に代用する——實用の裝飾品ではない——本島に產する貝類は價が低く、バラウ產の黑蝶貝、ニウ·ギニア地方から取寄せる白蝶貝を貴重品とする（「南洋風土」）。

第百五十六圖

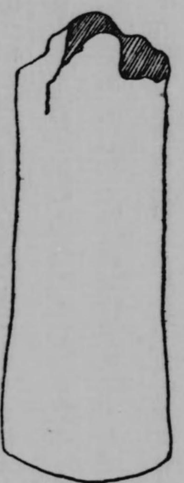

石貨。　右の外ヤップ島ではバーラン又はファー（フェ）と稱し輪狀の霰石の中央に孔を開けたものを寶物とし、代償物件として之を使用する。バラウ語でバランといふのは第一四四圖（七）及（一二）のやうな中央に孔を穿つた小な扁圓形の珠をいふのであるが、ヤップのバーランは形こそ之に似て居るけれども、其大さ數十百倍する石塊である（寫眞第一一及二四版）。

起原　其起原はさのみ古い事ではなく、口碑によれば曾てルムンの民がセイピンといふ島に渡つて同地から霰石の小塊を持ち歸つた所が、未だ曾て此石を知らなかつた土人は非常に之を珍重した。其後バラウ島群のベレリウ島に漂着したルル及トミルの舟人が同地に此石材の豐富なることを發見したので、爾來バラウから之を切出して需要に應ずるやうになつたといふことである。クバリーはサイバン島及グアハン（グァム島）にも此石を產する事實にもとづいてセイピンはサイバンであると推斷し、且或るヤップ人から北方マップ島にも此石があるといふ事を聞いたが、どの島を指すのか不明であると附記した——マップ島はヤップの北端にある一離島の名で、上記のルムンの南に位する。

產地　霰石（Aragonit）は結晶炭酸石灰岩で、岩層を形成して居るものであるから、之を切出すには少からぬ勞力を要する。ヤップ人は一集團毎に酋長の許可をうけ、倔強な壯年ばかりが隊を組んでバラウに渡航し、滯在日を重ねて——クバリーがバラウ島に赴いた頃には約四百名のヤップ人がコリヨルに俺留して居たといふことである——大小數十百の石を切り取つて本國に持ち歸るのであるが、滿載の爲に舟脚が沈み、往々浸水の危險に瀕することがあ

る。此場合にも彼等は石を棄てることを吝み、爲に舟が覆沒して海底の藻層となつたものも少くはない。かくして持ち歸つた石は村人が全資財を擧げて買ひ取り之を分配するのであるが、大石の全部と小石の十分の四とは酋長の所得（公有財産？）とする。

形狀大小

石の形は上記の如く略〻輪狀で中央に一孔があけてある。之は勿論バランを模したもので實用の爲ではない。其大さは舊時はさ程でもなく、クバリーの頃には徑六手——石の徑は手を以て度ることを例とした——のものが珍らしかつたのであるが、近年渡航に大型の舟が用ひられ、大石の運搬が可能になつてからは巨大のものが要望せられ、徑二—三米に達するものが少くはなく、グイマルトによれば徑十八尺、重さ三噸のものがあるといふことである。二米餘のものは大型ウツボ舟一隻を價し、集團と集團との紛爭の如きも此石の授受によつて解決せられることがある。

本初の用途

もなく、寫眞第一一版に於て見るやうに公舍、住宅の前庭にならべて富裕を誇るのみである。庭石の寂（サビ）を愛し盆石の奇を好む茶人的審美眼は未開の土人にはあり得ぬ筈であるから、此自然石塊の珍重せられるやうになつたことを不思議とせねばならぬ。或る人々は遠路運搬の勞費が之に價値を與へたものとし、今日汽船で輸入したものよりも昔日扁舟によ

南洋廳藏

ヤップの石貨

第二十四圖版

つて將來せられたものゝ方が貴いのは其が爲であると說いて居るが、京から江戸に梯子を賣りに來ても往復の路用は出ぬ筈である。假に遠來のものなるが故に價値が出ることが有り得るとしても、必しも石には限らぬ筈であるから、此石が特に尊重せられるのは別に理由があらねばならぬ。ルル及トミル人が南方に此石の無盡藏の產地を發見して後は代價物件として用ひられたことは事實で、ファー又はフェは上記クサイ語のファイと同原から出た語で貨幣の意を寫すものであらうとは思はれるが、其以前に於ては經濟的價値はなかつた筈で、石其物の絶對的價値も決して大なるものではない。既記の如くヤップ、ソンソルの墳墓には板岩を建てることを例とし（前編第四章）、バラウの祠堂（ホコラ）の周圍にも小い平石が建てられて居り、ヤップの古いバイの石壇の周圍にもいくつかの板岩が排列せられて居る。バーランの當初の用途も亦之と同樣のものではなかつたらうか。或はヤップ人の祖先が其鄉土から將來した神籬（ヒモロキ）の石であらうとも想像せられる。祖廟の石を携へて移住した例はマーシャル島に於ても之を見ることで、珊瑚礁から出來た此島群には決して玄武岩を產せぬにも拘はらず、最古のクラン・トーテムは此石であるとエルトランドは報告して居る。ポリネシア人の間にも此風習は普く行はれた（拙著「太平洋民族誌」參照）。若しさうであつたとすれば

此石は神寶として尊重せられたので、愛翫裝飾の爲ではなく、勿論錢貨の用に供することを目的としたものではなかつたといひ得るのである。

第七章　日常生活

土人の日常生活は各島略ゝ同一である。彼等は夜間は眠り、晝間生業を營むのである。彼等は決して勤儉の民ではないが、生活の資を獲るため、或は上司、酋長の命により、或は社會的規約にもとづいて勞役に服するのである。さりながら彼等の最喜ぶ所は享樂、就中集團舞踊等で、往昔の神事の名殘を之に止めて居る。彼等の單純な生活は外來者によつて色々の意味に於て脅かされたが、飲酒、賭博のやうな惡習に感染するに至らぬことは、せめてもの幸であるといはねばならぬ。

一　眠食坐臥

睡眠

四時氣候が炎暑である上に、家屋の構造上——ルクの家のやうな壁を設けぬものを除い

ては——室内は空氣の流通が惡いので、日暮くるまで眠を貪るものはないが、樹下凉蔭に快い午睡の夢を辿つて居るものを見ることは少くはない。點燈器具を備へぬものが多いから、——バラウ人のやうに燈器を備へて居ても日常之を使用するものは少い——日沒後は仕事のない限り、早く寢につくやうである。蚊は多いけれども、幸にマラリア菌を有するものは少く、蚊帳を用ひる土人は極めて稀である。

洗面、掃除　起床後の含嗽整髪はチャモロ人のやうに外國の風習に感染したものゝ間には行はれて居るが、一般の習俗ではない。一——二枚の蓆より成る簡單な寢具は之を卷いて片隅に片よせ——バラウでは長押（ナゲシ）の上へあげる——水邊に赴いて浴をとるか、或は顔を洗ふ。床（ユカ）又は簀の子を張つた家では椰子の葉の箒（ボナペ語カブ・エン・ノク）で掃除するが、水を以て拭ふことはない。室内作業其他の爲に塵層を生じた場合にも亦掃除を行ふ。

食事　食事には一定の時刻はないが、朝夕空腹を充たすことを例とする。接客、宴會の外、日常の食事は一家略、同時刻にとるけれども、ヤップ島の如きは婦女子の食物を別火で調理する程であるから、決して男女卓を同うすることはない。此は普くポリネシアに行はれる習俗であるので、之を學んだのであらうと速斷するものがあるかも知れぬが、ヌクオル、ポナペの如きポリネシア系を以て目せられる地方に行はれずして、ヤップに於てのみ嚴守せられて居る理由は、之を他に求めねばならぬ。或は之を男尊女卑の習俗に歸せんとするものもあるが、既に前編第三章に述べたやうに、婦人の社會的位置が特に低いとも思はれぬ。私の見る所では別食の習俗は男子の共同屋又は男房生活に因由するもので、舊時の氏族制度の遺風である。男房生活はヤップの外、現にバラウでも行はれ居り、チャモロ人を始め、昔は叢島一般の風習であつたらしく、ポリネシアとの關係の如何に拘はらず、男子は家庭生活から離れ遠かることを例としたのであらうと思はれる。此制度が現に或る程度まで保存されて居るヤップ島に男子別卓の習俗が殘つて居るのは決して不思議のない事である。

沐浴　水浴は島民の最好む所で、ポナペ人の如きは毎朝必ず沐浴する。さりながら其が身體を清潔に保つ趣意に出たものとも思はれぬのは、水の清濁を問はぬのみならず、浴後水分を拭ひ去つて再び塵のつかぬやうにするといふが如き注意は少しも拂はぬのである。谿流のない低珊瑚礁島では僅ばかりの水溜りにも多くの人が來浴するので、泥と垢とによつて不潔名狀し難いものがあるが、土人は少しも意に介せぬやうである。海濱の居住民は勿論頻海水に浴するけれども、銷熱の目的ばかりではなく、大小便の用をもたす爲であること

は既に述べた通りである。沐浴の際に褌又は腰巻を除き去らぬことは必しも古習ではないかも知れぬが、男女の混浴は昔から禁ぜられて居る。バラウでは婦人の水浴中に男子が無斷で接近する時は、如何なる制裁を受けても已むを得ぬとしてある。川沿ひの一本道などで行手に婦人が水浴して居るけはひがすると、合圖を交はして沐浴がすむまで待ち合はさねばならぬ。迷惑至極のことであるが、幸に短時間ですむとセムベルは報告して居る（S六八頁）。勿論こゝにもいくつかの羽衣傳説があつた事と思はれる。

坐姿

居住の項下に述べたやうに、島民は几榻の類を用ひぬから、室内にある時、又は坐業の場合には常に地上又は床上に踞坐する。其姿勢は區々であるが、婦人は通例横坐りを選び男子はアグラをかくことが多い。或は片膝又は兩膝を立て之を手でかゝへ、或は脚を投げ出して坐ることもあるが、バラウではバイの中で足を投げ出すのは非禮とせられて居る。

敬禮法

長上に對する敬禮法は身を屈めることを原則とするけれども、身分の相違に應じて一樣ではない。階級觀念の強くない現代のチャモロ人の如きは互に言葉をかはすのみであるが、ヤップ島に於ては賤民は上級民の家の前を通るにも身體を伸ばすことは許されぬ。酋長の面前又は其住宅の前を躬躬して通過することは各島略同樣で、バラウでは途中大酋長に行き逢ふときは右傍に避けて平身低頭し、約二三百米を過ぐるまで、腰を上げ又は仰ぎ見ることを禁ぜられて居る。屈身と同時に片手をあげることを例とするが、其は何を意味するか明瞭でない。セムベルは之について何とも記して居らぬから、或は近代の風俗であるかも知れぬ。ボナペ人は上級者の面前では片膝をつき僅に頭を下げることを例とする。一六九六年フィリッピン群島のサマル島に漂着したカロリン人は敬禮を受ける人の手又は足を取つて之に鼻をすりつけたとスペイン僧クラインは報告して居るが（パーネーに據る）、マーシャル島でも別に臨み、互に抱き合うて鼻を觸れる風習（メジェンマといふ）が友達の間に行はれて居たといふことであるから（フィンシ一二九頁）、或は往昔普く行はれた敬禮法であつたかも知れぬ。——マオリにも同樣な風習があつたとヘルンスハイムは報告した。

運搬法

ボナペ人が甘蔗の莖を天秤棒に用ひることは既に前編第一章に記述した（第九頁）。天秤棒の使用は松村君によつても報告せられ（松村、寫眞第六版の三、並に說明）、クサイ、モルトロックにも其風習があるとフィンシは記述した。婦人が袋、籠の類を頭にのせて運搬することは各地に於て見受けられる（松村、寫眞第六版の二、第三〇版の一）。幼兒は普通横抱きにし（松村、寫眞第二一、

二二、三二板)(クレェーマー第五二圖)、背に負ひ、若くは肩にのせることはないやうである。腰骨に跨がせるやうにして横抱きにする結果、小兒が蛙股(O-beii)になることがあるが、生長に從ひ自ら治癒するとエルトランドは報告した(E 一一六頁)。クサイの婦女は幼兒をも他の携帶品と同樣にワイといふ笊に入れて肩から腋下に懸吊する(「南洋風土」八九頁及口繪)。

二　生　業

土人と勞働

島民の或ものが一定の職業につくやうになつたのは近世のことである。昔は勿論、今日に於ても文明の空氣の吹き込まぬ所では、止むを得ぬ場合の外働かぬといふのが原則で、二百五十年來マリアナ群島布敎の耶蘇宣敎師が屢〻口にした島民に對する第一の非難も懶惰といふ事であつた。生活の意義について觀念を異にする自然兒に勤儉を强ひようとしたのは抑も間違つたことではなかつたらうか。彼等の物質慾は極めて少く、彼等の名譽心は異性の歡を買へば足りたので、其以外に求める所はなかつたのである。求める所のないものが勤めることを知らぬのは當然で、彼等を驅つて日常自發的に勞働につかしめるのは空腹を充たすといふ本能的要求のみであつた。其故に生業と稱すべきものは農、漁業の外に出なかつたのである。——食用禽獸の乏しい此群島では狩獵は稀に行はれるのみであつた(第三章參照)——一般の經濟狀態はすでに前編に於て略述したから、茲には專ら上記二業について在來の方法慣例を述べることにする。

農業。　氏族間の軋轢が甚しかつた時代には男子の社會的任務は行戰練武であつたので食物を調辨する仕事は自ら婦人の手に委ねられた。今でも尙其遺習があつて、男子は耕作は勿論、礒の魚介をあさることにすらも關與せず、外海の漁撈に從事するか、椰子の樹に登つて果實を摘むことのみを以て任として居る。近代式農業は勿論男子の手によつて營まれ、コプラ製作等も男の仕事であるが、尙在來の生業就中主食品の耕作は婦人の掌る所である。——但、ルク島に於ては男子のみが農業に從事し、ボナペでは婦人は概して屋外作業に携はらぬ。

米作

昔のチャモロ人は進歩した農業を營み、米を主食としたことは既述の通りである。グァム島に於ては今日尙米作を行ひ、簡單な耙(マクハ)を用ひ、水牛を驅つて耕作する事殆ど我國の現狀と同樣であるが、南洋廳管下に屬する諸島ではロタ島の外には米作を行ふものがない——

サイパン、チニアン等にも昔は栽培せられたのであるが、スペイン人の虐政によつて無住地となつて居る間に廢絶したのである。――ロタの米作法について獨人フリッツ（前サイパン島司）の報告した所によると、田は通例長さ三五米、幅四米餘の大さで、段階狀をなし、巧に谿流を導いて人工灌漑を行ふやうにしてある。十二月、一月の交に之に水を張り、其一側の土を高めて苗床を設け、土の表面が見えなくなる程厚く種子を蒔き、數日を經て其發芽するを待つて植付を行ふ。一枚の田に約三百六十斗の種子を播いて平均八貫四百斗の收穫をあげる。一年二作を行ふことは可能であるが、土地が瘠せるから、次年は休耕せねばならぬ。米作は骨の折れる仕事であるのみならず、灌水及鼠害防止に意を用ひねばならぬから、土人は餘り之を喜ばず、漸次衰微に赴くといふことである。

タロ芋耕作

最廣く需要せられる栽培食物はタロ芋（Colocasia esculenta）である。ことにバラウ本島ではパンの木が乏しいので、土人はタロ芋を主食とする。中央カロリンでも同樣である。此植物は泥土に生育するものであるから、之を植付ける爲には低地を選び、畔を設けて水を貯へるのであるが、尙旱魃に備へる爲に谿流を引くやうにしてある。――ルク島では平地が少いので、マングローヴの生ひた干潟に土を埋めてタロ畑を營む――苗には收穫した芋の頭を莖と共にそぎ取り葉を切り落したものを用ひ、植付に先ち腰の邊まで達する泥田を十分に手でかき廻はし、若干の深さに大な木の葉を敷き詰める。此は水の吸込を防止し且綠肥の用をなさしめる爲で、收穫の度毎に舊葉の莖及葉肋を除き、新しい葉とかへるのである。植付穴を作る爲にはバラウ土語ホングロアクル（ルク語オト）といふ檳榔子又はマングローヴ製の端の尖つた丸棒を用ひる――我古語でフグシ（圃串）と稱へたものであらう。

農具

――鐵製の鉗鍬が輸入せられるまでは唯一の農具であつたので、今尙之を便として使用するのみならず、態々鐵を以て模造するものがある。右の外ア・ナウル（アンガウル）島では木製の鉗を用ひ（「南洋風土」二七九頁）、モルトロック

第百五十七圖

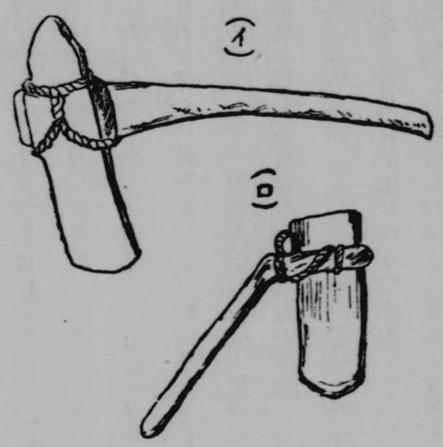

では第一五七圖（イ）に示すやうな手鍬を用ひる。其柄は木製で三二―三七サンチの長さを有し、其先端に龜の甲で作つた及を椰子の繩を以て縛り着けてある。及の大さは竪二四、

横八サンチで、下緣に向つて及形になつて居る(フィンシ三二五頁)。ゴーデフロイ博物館目錄にもロソブ島から出たといふ第一五七圖(ロ)のやうな器具が收藏せられて居る(MG三二五頁)。

球根の成熟するまでには約六ヶ月の時日を要するが、其間雜草を除き、水の乾ぬやうにすること外、何等の手入をも必要とせぬ。しかも年中いつでも植付可能のものであるから、少しづゝ季節をかへて栽植し、四季收穫を絶さぬやうにすることが出來る。此芋には極めて變種が多い。本來蟲害及疾病の少いもので、バラウで知られて居るのは土語ヌクといふ昆蟲のみである。此蟲は葉に蕃殖して之を蝕み、枯死するに至らしめる。蟲のついた球根は水氣が多く不味である。同島では大正の初年ごろ非常な蟲害に逢ひ、爾來生產が減少して我海軍の占領當時には食料の不足を告げたので、代用食物の耕作を奬勵した程であつたが、今では舊に復したやうである。

ヤップ、ポナペ等ではタロ芋の外に甘藷、ヤム芋(薯蕷)をも栽培する。薯蕷類は燒畑耕作によるもので、年々土地をかへて栽培を要するから、タロ芋の水田連作に比し大に手數がかゝる。タロ、ヤムを產せぬ砂地にはアロウルートを植ゑる。グァムのチャモロ人は米の外にも玉蜀黍を耕作することは既述の通りである。

姜黃

主食物の外に一部の島民が比較的に栽培に意を用ひるものは姜黃と煙草とである。姜黃はカロリン人(クサイの外)の最珍重する顏料であるから、其栽培の可能な土地では小規模ではあるが、大切に之を耕種する。ことにルク島では之を產せぬ附近の珊瑚礁から供給を需められ、最重要な交易品であるので、農作物中の第一位を占めて居る。此植物はタロ芋と同樣に插芽によつて蕃殖するもので、約一尺の間隔を以て西信風季節の始に植付け、東信風季に入つてから收穫する。黃粉をつくるには球根をよく洗ひ、粗礪な珊瑚岩で擦りおろし、大木鉢に篩ひ入れて一夜水に浸して置き、沈澱したものを竹の筒又は椰子の殼の型に入れて乾し固め、芭蕉の纖維で卷き、ヒビスクスの皮に包んで收藏するのである。

煙草

煙草は當初スペイン人がアメリカから移植したもので、土人は喫煙を好むけれども、商品として之を耕作することをせず、唯マリアナ、ルク、バラウ等で自用として小規模の栽培を試みるのみである。バラウでは苗床に種を蒔き、約二寸位に生長するを待つて燒畑に移植する。植付間隔は約二尺で、生長するに從ひ朝夕害蟲を除く手數を要するのであるが、此作業には家長たる男子が自ら手を下すことを例とする。葉の調製は遙にチャモロ人より も上手で、屋內で枯らした上、細に刻み若くは束にして壓搾する。刻煙草は青いうちに摘

み之を日光に乾かして竹の筒につめ、或はタロの葉に包み籠に收めて醱酵させた後刻む。

シリー

煙草と同樣に需要の多いシリー Chabica betle Miq（バラウ土語カブイ）もヤップでは野生のものを摘み、其自生することの少いバラウでは屋敷廻りに植ゑつけるが、僅に自用を充たすだけであるので、垣を設けて盜採を防止するけれども、尙或る期節には缺乏を感することがある。餘裕のないものは他の葉を以て之に代用し、若くは人から乞ひ受けて喫用する。

椰子其他

右の外椰子は苗木を仕立てゝ屋敷の周圍に植付けることがある。——椰子園を仕立てることは外人に學んだのである——パンの木も亦植繼を要するのであるが、土人は之が蕃殖補充に努めるといふことはないので、年を追うて供給不足を告げる。バラウの如きは生育疑のない地味であるにも拘はらず、目前の事の外考へぬ土人は子孫の計として之を培養しようとはせぬのである。ポナペ島では獨逸時代に島民の土地所有者に對し百本乃至三百本の椰子栽植を强要し、我軍政時代に之を完了した。其他バナナ、パインアップルの如き果樹マニラ麻、シザル（龍舌蘭）のやうな纖維植物、瓜類、豆類のやうな蔬菜を栽培するものもあるが、其は外人の刺戟によつて始められたもので、しかも決して一般的ではない。

漁業。　動物質の營養品は殆ど魚介のみであつたから、漁撈は勿論原始時代から行はれ其方法も大に進歩して居たのであるが、現時はバラウ、ポナペ、ヌクオル島民の外は概して漁法が拙劣で、器具も亦幼稚である。グァム島の如きは家畜が輸入せられた爲魚介の需要が少くなり、著く漁業が衰退した。さりながら今日尙殘存する各地の漁具を通觀すると、其種類に於ても、其意匠制式に於ても我舊時の漁人が用ひたものと大差はなく、他の未開民族に比し、少くとも此點に於ては優つて居たやうである。此等の漁具は叢島各地に普及し略ゝ一樣の漁法が行はれて居たのであるが、近世に於ける各地の事情卽ち人口減少の程度、異種族の混血若くは影響、漁場の適否、魚族蕃殖の關係等によつて右の如き相違を生じたのであらう。ヤップの如き漁獲の少い所ではイケス（魚池）を設けて不時の需に備へることすら行はれて居るのである。

淺水の小魚を捕へ、海濱の貝を拾ふことの外、漁業は主として男子の任で、バラウ男子の如きは之を以て日常の仕事として居る。收獲の確實を期し難い海上作業に在つては迷信の伴ふことは勢免かれがたき所で、種々の禁忌が行はれ、禁厭、祈禱は最大切な行事とせられて居るのであるが、既に前編に於て一般的に之を叙述したから、玆には之に言及せぬ。

漁具

バラウでは沖釣の指導者はコレオメルと稱へられ、特別の尊敬をうける（第二二九頁參照）。

漁業の實狀をとくには漁具を說明することが最捷徑であると信ずるから、私は各支廳の報告に基いて之を列擧し、ゴーデフロイ博物館目錄、クバリー、フィンシ、クリスチャン、エルトランド、クレェーマー等の記錄を參照して若干註釋を加へることにした——クバリーはバラウ漁具の制式等について極めて詳細に報告したが、原料に差異があるだけで、大體我國の現用のものと同樣であるから之を譯出することを見あはせた。さりながら專門的に研究せんとする人にはシュメルツの編輯した同人の報告を一讀する必要があると思ふ——諸島に於て用ひられる漁具は大體に於て釣道具、猟類、網、筌、魚に區別せられる。左に次に之を記述する。

釣魚

（イ）釣道具。　我國のやうに沼湖河川に一竿の絲を垂れて娛樂とするものはないが、深水の魚を漁獲するには之を釣る外はないから、此漁法は到る所で行はれて居る。釣道具の主要部分は鈎（バリ）と絲（イト）とであるが、鈎なしに釣することもある。バルキンソンによればマーシャル島民は礁外一浬の沖に出て鰹を釣るのであるが、其餌にはかなり大きな魚を用ひ、鈎なしに直接絲に之を結び付けて流し、鰹が喰ひついたら極めて徐に絲をたぐる。夥多な惡魚は餌を放つことなくして舟の傍まで引寄せられる。漁人は機を見て頭をめがけて罠を投げかけ、其尾を縛つて撲殺するといふことである。大公望でも之には一目おかずばなるまい。大鰹に對しては木の鈎を用ひるといふたゞけで、バルキンソンは其形を示して居らぬが、バラウで用ひられる木の鈎は第一五八圖の示すやうな兩端の尖つた眞直な木片で、中央を絲に取付け、鈎が絲と幷行するやうに餌となるべき小魚二尾を縛りつける。魚が之を嚥み込むと口中で橫になつて鰓（エラ）に引かゝり、易々と釣り上げられるのである。

鈎（フリバリ）

第百五十八圖

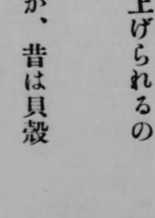

普通の鈎は今では專ら金屬製のものが用ひられるが、昔は貝殼椰子の堅殼又は鼈甲を以て製作した。就中鼈甲は之を加熱すれば任意の細工を施し得るものであるから精巧な鈎には皆之を用ひたのであるが、材料が乏しくなつたので、大に大切にせられ聖物視せられるやうになつた。ゴーデフロイ博物館に收藏せられるモルトロック島の鼈甲鈎（目錄第二九九七號）は護りとして尊重せられたもので、ソンソル及メリル島に於て鼈甲鈎が勾玉の用途にあてられることは既述の通りである（第四五〇頁參照）。バラウではシイラ及鰹を釣る爲には尙第一五九圖（イ）に示すやうな鼈甲鈎を使用するけれども、海底の岩

礁に引かゝるやうな所では決して之を用ひること

第百五十九圖

第百六十圖

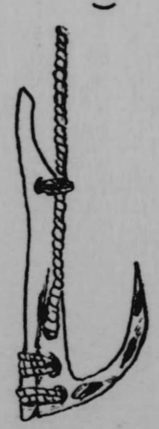

はない。(ロ)はブナージ島に於て用ひられるガイと稱する鼈甲鈎である。鈎尖のみに鼈甲を用ひたものも少くはない。第一六〇圖の(イ)はサイバン島のチャモロ人の用ひたもので、稍扁平な

赤色の貝殻片に鼈甲尖を縛着してあるが、他島で使用するものは多くは眞珠母介を以て鈎幹とし、其形も柱狀である。第一六〇圖の(ロ)はソンソル島で鰹鈎に用ひられるもので、クバリーによつて採集せられた。通例柱の下端に白色(時としては黒色)の纖維を取つけ之を以て魚を誘ふこと我國のカガシラ又はバケと同工異曲である(第一六〇圖ハ)。鈎尖にも亦貝殻を用ひたものが最普通で、マーシャル、バラウ等で飛魚を鈎るには兩端の尖つた直針を用ひる。

綸(イト)

綸には椰子殻又はヒビスクスの纖維を細く撚つたもの(徑二―五ミリ)を用ひ、錘には鉛又は石を使用する。バラウでは我國でテグスを用ひるやうに鈎には數米の特製の細絲を繫ぐことがあるのみならず、流木でウキを作り目標にすることを知つて居る。陸釣(オカヅリ)の行はれるのも同地のみで、長い竿を砂濱に挿し、竿端の震動を見て魚のくうたことを知り之を上げるのである。

猟銛

鈎を以てする漁法はいづれも一本釣で、延繩(ハヘナハ)は用ひられぬやうである。

(ロ)猟(ヤス)の類。　鈎に次いで日常最多く使用せられる漁具は猟及銛(ヤスモリ)で、椰子、檳榔子又はマングローヴの材を以て作り、其形は第四章に掲げた槍及投槍と大同小異である。サイバ

ンでは第一六一圖の（イ）（ロ）、バラウでは同（ハ）のやうな猪を用ひる。バラウ人は幼少の時から銛の使用に熟練を積み、他の要務を以て海に出る場合にも必ず銛を携へ、航海中游魚を見れば之を投げつけて捕獲する。

之に用ひる銛は竹の柄をすげた檳榔子尖である。マーシャル島民は鯛の類を網と棕櫚の葉で、海方から淺瀬に追ひ込み、槍狀の銛を以て衝いて捕へる。

（ハ）網。　島民は概して漁網をすくことが巧で、投網の外は殆ど我國で使用すると同樣のものを製作する——サイパンではタラジャと稱する投網を用ひるが、之は近世傳習したものである。原料には椰子殼、ヒビスクスの纖維を用ひるのが普通で、苧麻の一種（ボナペ）又は或る種の海草を以て製したものもある。網の

第百六十一圖

（イ）

（ロ）

（ハ）

投網

種類は之を抄網（スクヒ）、刺網（サシ）、曳網（ヒキ）、建網（タテ）に大別することが出來る。網の大小、目の廣狹等は其用途によつて任意に選定せられるものであるから、玆には單に形狀と用途のみを略述する。

説明の便宜の爲に挿入した圖は最多種類の網を有するバラウ人のものである（クバリーの報告による）。網漁業に際して最普通に行はれるのは追込と稱する方法で、椰子の葉を裂いたものを手に持つて海面を敲き、或は之を數十尋の網又は藤蔓に注連繩のやうに垂下し、之を引廻はして魚を任意の方向に追ひ込むのである。此方法は抄網、刺網には勿論、曳網の場合にも行はれ、或は魚を淺瀬に追ひあげて之を衝き、又は後記の澁流しを行ふ場合にも用ひられるのである。

抄網はタマ、サデ、掻網の類で、色々の形のものが使用せられる。第一六二圖は掻網の一例である。

第百六十二圖

抄網（スクヒ）

刺網

刺網は各島で最多く用ひられるもので、長方形の網の上緣に木製のウキを結び、下緣に石又は貝の錘を取つけて魚の遁げて來る方向に張り、網の目に刺されたものを手で捕へ、

若くは網で圍まれた魚をタマで掬ふのである。之と同一の目的に用ひられるものに漏斗形又は四ツ手形をしたものがある。

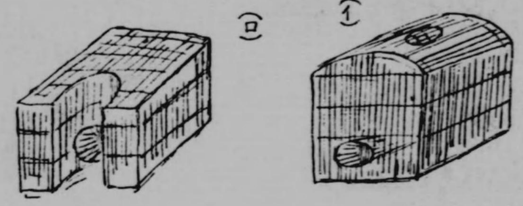

第百六十三圖

袋を有する曳網はサイパン島に於て用ひられ、地曳(土語チュツル)、船曳(土語ロウプ)共に行はれるが、他の諸島については報告がない。恐らくは海底の性質が之を行ふに適せぬからであらう。パラウ島では胴曳網(袋のないもの)が使用せられる。其方法は鰯の群の寄る所を選び、若干の間隔を距てゝ三本脚柱を組み、其上に各一人の漁夫を配し、柱と柱との間に張つた網の端を維持せしめ、巧に魚の群を追ひ込んで網を引廻し掬ひ取るのである。大魚を捕へる爲には一層大きな網を用ひ、滿潮時硬鰭魚、鱏類の浮き上るのを待つて之を取圍み、猎を以て衝き殺すのである。海龜及海驢(人魚)を捕へるにも亦網を用ひる。

大規模の建網は用ひられぬけれども、落潮時に際し後記の岩礁の外に網を張つて魚を圍み、抄網又は銛を以て之を捕獲することがある。

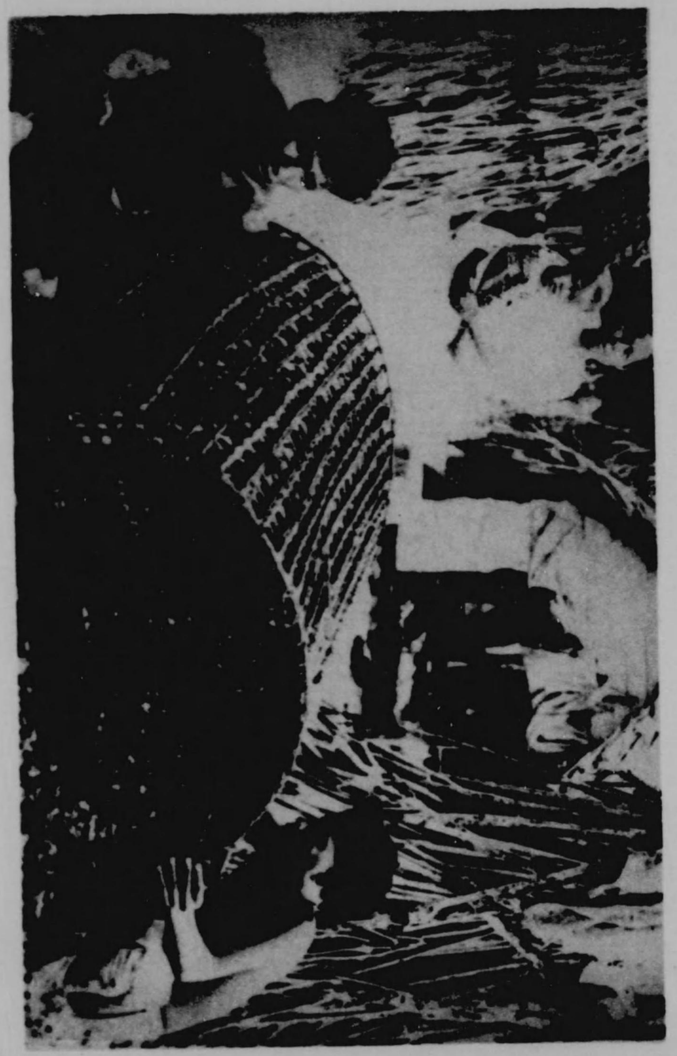

第二十五圖版

作製筌の人ルヤツーム

(ニ)筌(ウヘ)。　各島共に大型の筌を使用する。竹及竹のヒゴを以て製することゝ、魚の入口にカヘシを設けることは全然我國のものと同樣であるが、鰌筌(ドヂヤウウヘ)のやうに横置するものはなく、立筌(タツベ)と稱する部類に屬し、大型の鳥籠のやうな外觀を備へて居る。第一六三圖(イ)に示すものはマーシャル、ポナペ等に於て用ひられる筌で、長さ高さ共に一米に近く、頂上と背面とに漁獲した魚を取出す爲の開孔を設け、蓋が取つけてある。サイパン、パラウなどでは同圖(ロ)のやうに魚入口に當る部分が引込めて作つてあるものもある(寫眞第二五版參照)。

第百六十四圖

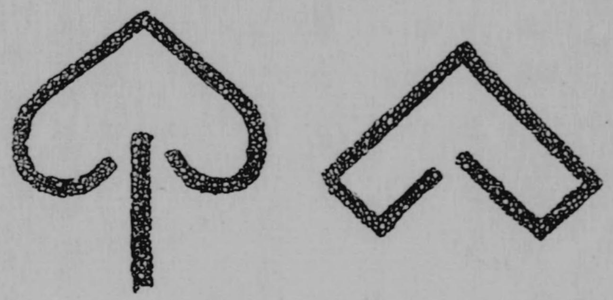

パラウ島では輪狀の緣を取りつけたタマを三本の釣紐によつて長い繩に結びつけ、適宜の錘を附し、餌を容れて海底に沈め、蟹が餌につく頃を見計ひ、徐々と引揚げて之を捕獲する。私は青年士官の頃支那の塘坫沖に於て石炭笊を用ひ此方法によつて蟹を捉へたことがある。之も亦筌の一種と見るべきである。

魞

（ホ）魞（エリ）。魞漁法は最普く行はれ、石堤と漁柵との二種がある。石堤は第一六四圖（イ）（ロ）に示すが如く、海岸に近く、尖端を海面に向けて構築したもので、魚は滿潮時海水と共に此中に入り込むが、落潮に際しては出口を失ひ、殘留して捉へられるのである。此魞は頗る大規模のもので、事情を知らぬ人の眼には恰も船舟繫泊池であるかのやうに見えるのである。丸石の少い島就中ルク、ボナペ等では永久的の石堤を築かず、時に臨んで石を積み、魚を其中に追ひ込み、周圍に網を張つて逋逸を防いで之を掬ひ、若くは後記の如く澁を流して漁獲する。

漁柵

第百六十五圖

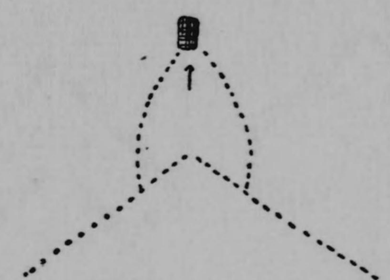

漁柵は稍岸を離れ魚の最よく寄る岩礁のない砂又は泥地に木竹桿を以て構築するもので、海面に向つて口を開き、奥底には筌を裝置する（第一六五圖）。通例西信候風の季節に設けるもので、好漁場には漁柵が櫛比して滿潮時に在つては案内を知らぬもの丶舟行は殆ど不可能のやうに思はれる。

漁柵を以て漁獲するのは鰯、鯡のやうな小魚であるが、石造の魞中には時として鱶、海龜等がまぎれ込むことがある。

澁流し

（イ）澁流し。土語ウブ又はヅブを以て普く知られて居る（學名 Barringtonia speciosa）植物の根を敲いて海底の岩礁の間に沈めて置くと、少時間の後大小の魚は盡く醉うて水面へ浮き上がる。之をタマで掬ひ、猟で銛き、大魚に在つては水に潜つて抱へて捕へるのである。豫め海を張つて牛醉の魚の逋逸を防ぐこともある。バラウではザカザカル、ボナペではペインウブと稱へる他の蔓草を之に用ひ、サイパンのチャモロ人はグアサ・ブーチン（土語？通稱基盤の足）の實、又は一種の海鼠をすり潰して流すこともあるといふ。

特殊漁法

（ト）特種漁法。上記は稍一般的に行はれる漁法である。右の外干潮時に貝を拾ひ、磯の岩間に海鼠――バラウ人は海鼠の腸を嗜食する――其他の海產物を採集することも婦人の仕事として普く行はれ、水に潜つて岩礁又は海底の魚介を捕へることもあるが、尙各島に獨特の漁法がある。左に其二三を擧げる。

マーシャル島では夜中松火を點じて岩間の魚をつく。又イルカの群が海岸に近いたときには海面から石を叩いて濱に追ひ上げて捕へる。

ボナペで海龜を捕へる方法は其水面に現はれるを窺ひ、繩の端を肩にかけて之を追ひか

け水底に達して捕縛するといふことである。サイパン島では海岸に潜んで海龜の陸に上るを待ち、突然之を引くりかへして捕捉する（各支廳報告）。

ロタ島ではボエオと稱する上面に窪のある錘石に餌（胡桃又は椰子の果肉）を盛り、其上を頂上に穴をあけた椰子殻で覆ひ、一定の場所に沈めて魚を誘ひ寄せ、機を見てタマを以て掬ひ捕る（第一六六圖參照）。此はアツマンといふ魚（鰺の類）の漁法である。

第百六十六圖

バラウでは鮪を捕へるには低潮時に岩穴の中に潜んで居るのを鈎で引出す。蝦蛄の類も同樣であるが、之には特別の穴釣道具を用ひる。蟹は罠をかけて捕る。硨磲貝のやうな大貝は口をあいて居る所を見すまし、棒をつき込むと、貝は慌てゝ固く蓋をしめるから、易易と引あげるのである。

三　娯　樂

娯樂の意義

島民が安逸を喜ぶことは上記の通りであるが、決して娯樂に耽るものといふことは出來ぬ。彼等の熱中する重要行事は舞踊と之に伴ふ大饗宴で、舊時は今よりも一層頻繁且大規模に行はれたので、歐米の視察者中には往々にして快樂を追ふ事が土人の全生命であるかのやうに說いて居るものがあるが、大饗宴の準備の爲に飮食を調達する懸命の努力と、踊子と見物人とに於て見る身心の緊張とは娯樂以上のものがあるやうである。心の滿足を以て娯樂と名づけ得べくば晴れの踊、盛な宴（ウタゲ）を催すことも娯樂であらうが、藝者をあげて底抜け騒ぎをするのとは大に意味がちがふ。少くとも其は個人的で、此は民衆的である。饗宴舞踊に列するものも列せざるものも部落を擧つて之に熱中することは、鎭守の祭禮正月の祝儀と同樣で、之を單純な社會的享樂として說明する事は當を得ぬやうな氣がする。歌鳴ものは人の耳を娯ましめ、踊は人の目を喜ばせるものであるから、當初は他人の爲に行うたものであるに相違はなく、自ら歌舞することを以て幸福と感ずるのは、相手を喜ばし

得たといふ滿足によるものである。其故に之を見聞く相手次第で、幸福でないことも有り得る。「しづやしづ倭文（シヅ）のをだ卷くりかへし昔を今になす由もがな」と謠うた美しい白拍子の眼には涙の露が宿つて居たであらう。されば一圈の民衆を擧つて大歡喜に浸（ヒタ）り、其が繰かへして行はれるやうな習慣を生じたについては何か原因があらねばならぬ。私は前編に論じたやうに之を信仰に歸因するものであるが、島人の間には其起原由來の如きは夙に忘却せられ、無上の歡會として待ちこがれ、自分のリズムに醉うて魂を飛ばすものもあらう。私が舞踏を宗敎的又は社會的行事とせずして此項下で說かうとする理由もこゝにある。

樂器。　島民固有の樂器は極めて貧弱である。私は曾てロンキチ（ポナペ島）の土豪ヘンリー・ナニペ（白人の血八分の一を雜へ、少しく英語を解した）の許を訪れたとき、同人に島民の音樂のことを質した所が、彼は屋外の杜を指して「此島に棲む鳥は御覽の通り種類も少く、聲のよいものもござりませぬ。我々は誰から音樂を學びませうや」と答へた。實際ミクロネシア人には多くは音樂を解する天稟が缺けて居る。彼等が必要としたのは音樂ではなく、寧ろ合圖と拍子とであつた。遠方への信號には日本及他の南洋諸島に於けると同じくホラの貝を吹き、歌にあはせては手拍子を用ひることを例とするが、尙若干樂器と名づくべきものを備へて居る。就中笛と太鼓とが古來知られて居た。

第百六十七圖

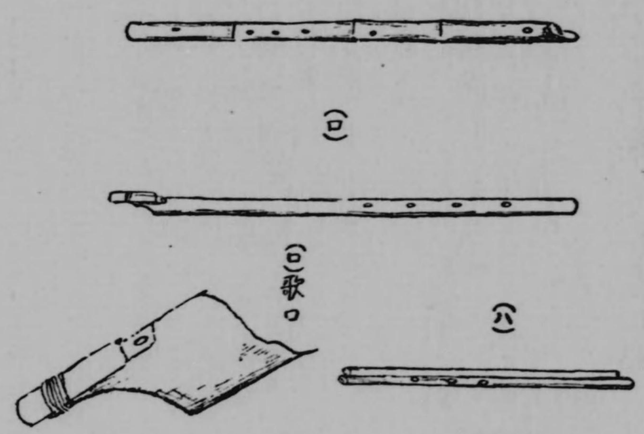

笛。　ポナペに於てはカシャンとよび葭を以て製する。カベサ・ペレイロ（同人はパルリといふと記した）の採集したものはボジョといふ竹の節（ヨ）を以て作り、一端に木葉の辨を設け、歌口の外に六個の孔がある第一六七圖の（イ）に示すやうなものであつた。フィンシが得たのは鼻笛で、長さ六〇サンチ、徑二サンチの竹を以て製し、星、輪狀の燒繪を施し、歌口と辨との外には氣孔がない。ルクにも同樣に氣孔のない笛がある。同地では竹が少いのでマングローヴの氣根を材料とする（フィンシ）——支廳からは椰子の皮で製する

と報告せられた——サイパンのものは第一六七圖の(ロ)(ハ)に示すやうな二種で、(ハ)は二本の細竹を連べた鼻笛である。ヤップにも竹製のガルと稱する笛がある。鼻笛は鼻孔にさし込むのではなく、其歌口を一方の孔にあて他の孔を指で塞いで息を吹き入れるのである。

太鼓。　太鼓を用ひるのはボナペとマーシャル群島のみで、第一六八圖(イ)に示したものはボナペ製(カベザ・ペレイロ採集)、(ロ)はマーシャルのもの(フィンシ採集)である。フィンシによればパラウにも(ロ)と同形の大型——長さ五尺——のものがあるといふことである

太鼓

第百六十八圖

(イ)

(ロ)

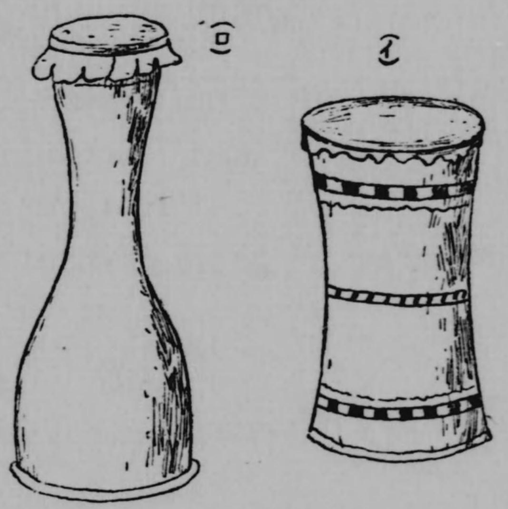

が、マーシャルのものは(アジャと稱へる)遙に小く、高さ六六サンチ、上徑一九サンチ内外で、一木を圖の如き形に削り、内部を空洞にし、ベルロといふ鱶の喉の皮又は胃袋の皮(エルトランドは鱶の膀胱又は鰐の腹背の鰭と報告した)を張つたものである。ボナペの太鼓はアイプと呼ばれ——カベザはピキピキと記したが、クリスチャンによれば其は太鼓を叩くといふ動詞ピキルの誤傳であらうといふことである——カベザの記する所によれば長さ約一米徑五〇サンチで、中央を稍細く鼓形(ツヅミ)に削り、其部と兩端に赤黒二色を以て輪郭を施し、一端に魚の膀胱を張りつけたもので、此皮は破れ易く豫め張つて置くと一週日を保たぬから使用後直に舊皮を剝ぎ、新しい皮を調製していつでも張れるやうに準備して置くといふことである(C一三〇頁)。——支廳の報告によるとリガンテンカップといふ魚の皮を用ひるといふ——ノヴァウ巡航記」には之を左の手にかゝへ、右の手を以て敲くとあるが、クリスチャンはヒビスクスの木の撥を用ひると報告した(Ch一三八頁)。

メラネシア、ポリネシア各地に於ても同樣の太鼓が用ひられて居るにも拘はらず、ミクロネシアにはマーシャル、ボナペの兩地の外に知られ居らぬことを以て、フィンシは民族關係に起因するものと見たやうであるが(F一三二—一三四頁)、尙精査研究を要する。拍子を取る爲には昔のチャモロ人は四ツ竹やうのものを用ひたといひ「グァム島」、マーシャル島では長さ約二〇サンチの圓錐形の堅木製拍子木を用ひる(フィンシ一三二頁)。ボナペの踊子は椰子の

四ツ竹、拍子木

葉を手の指に縛りつけ、其端を指尖から突き出して手を振る度毎にサヤサヤと音のするこ
とを好むと報告せられた(グリスチャン一二四頁)。我上代に手草として用ひたのも恐らくは此類
のものであらう。クバリーによればバラウ島では特に踊舞臺を設け、中央にオムルクルとい
ふ六八サンチ厚みの板を架して之を踏み鳴らして足拍子をとる。ポナペには舞臺はないけれ
どもバジャバジといふ木の机のやうなものを据ゑ、手に持つた棒又は櫂で敲いて音頭をとる
といふことである。右の外手に持つた踊り杖を互にうち合はせて拍子を揃へることは各地で行はれる。其は
頗る鹿兒島で行はれる棒踊りと趣の似たものである。

第百六十九圖

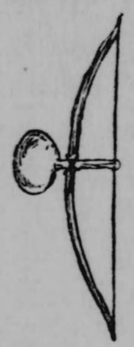

特種樂器

外來又は近世の發明又は輸入であるかも知れぬが、サイパン島のチャモロ人は次のやうな
樂器を用ひる。

ベレムバン・バチョト(バチョトは口の意)。長さ四寸位の薄い竹片(ラ)で、之を口にくはへ手
で振動させ、口腔を共鳴部として樂音を出す。

ベレムバン・ツジャン(ツジャンは肚の意)。金屬線又は植物纖維の細い弦を張つたヒビス
クスの木の弓で、同じ木の短い矢を番へ、其外端に半截した匏を取つけて之を共鳴部
とする。之を彈奏するには匏を肚にあて、木の棒で弦を叩く(第一六九圖)。

歌謠。島民は歌謠を好み、饗宴舞踊の場合上記の樂器にあはせて謠ふことは勿論、平
常でも吟聲の漏れることがめづらしくはない。歌曲は舊時から傳はつたものもあるが、無
名の歌人によつて絶えず詠出せられ、珍らしい出來事について新作し、或は卽興によつて
朗誦せられるのである。バラウでは重大な部落の出來事を歌につくるのはバイ少女(アル
メノル)の仕事である。セムベルによればベレリウ島(バラウ島群)の婦女は彼及彼の從者
ゴンザレズ(フィリッピン人)の爲に歌を作つた。ゴンザレズの歌は

アダバダナ・エ・ゴンザレズ　ゴンザレズはやすらふ
コロナラナロデル・ア・メサベルマ　メサベル(地名)の空に舞ひあがりて
ダナルヂ
エ・ゴンザレズ　カチムロボ・マク　舟を招くなゴンザレズこゝに來て碇おろせといひて
チルルル・ア・ヂアル
エレメ・アルラク　アニドビル　メサベルは高く聳ゆ
メサベル　マダナルヂ

ア・ラ・メ・アルロイ・イ・ブライ　　人々は家に近づき
チルキュ・アクラ・ツ　　バナナの蔭にあり

といふのである。私は散逸せぬうちに各地の舊い歌を集めて置きたいと思ひ、南洋長官其他の有力者の助力を仰いで居るが、まだ發表し得る程度に達して居らぬから、之を他日の機會にゆづり、こゝには歌の調子を示すために一―二の曲譜を示すに止める。

一、ウアトロフィ。ルク島の民謠でサイパン在住のカロリン人も好んで歌ふ。大意は左の通りである。

モウつかまへた　捉まへた
若い娘さん　つかまへた
なぜにそなたは厭ちやといやる
私のいゝ人外にある。

二、マーシャル島の踊の歌（クレエマー二四七頁）。大意は左の通りである。

ラ、ラ、ラ、舟へ來た。カブアの舟へ
こはしに來た。ジャルートの舟を

(I)　Uatorofi

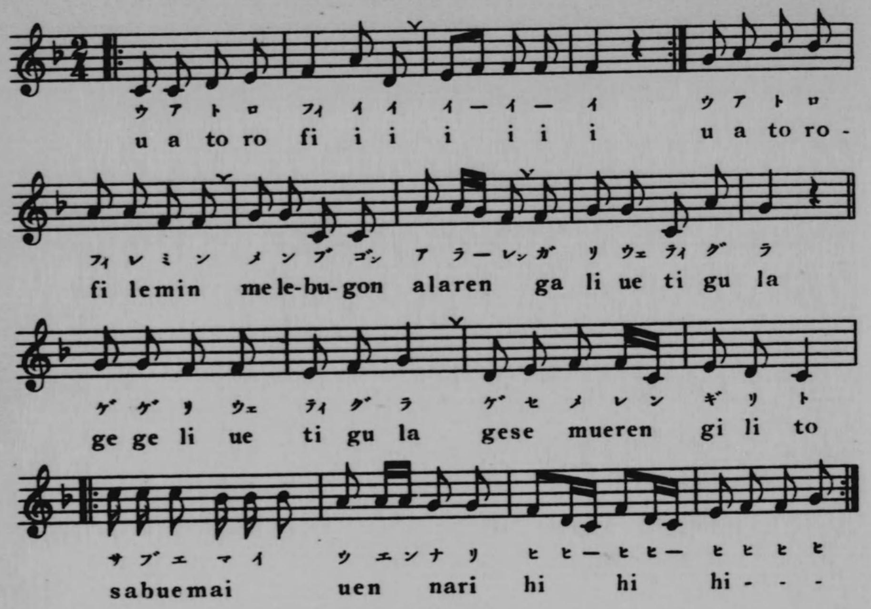

(II)　Kabua

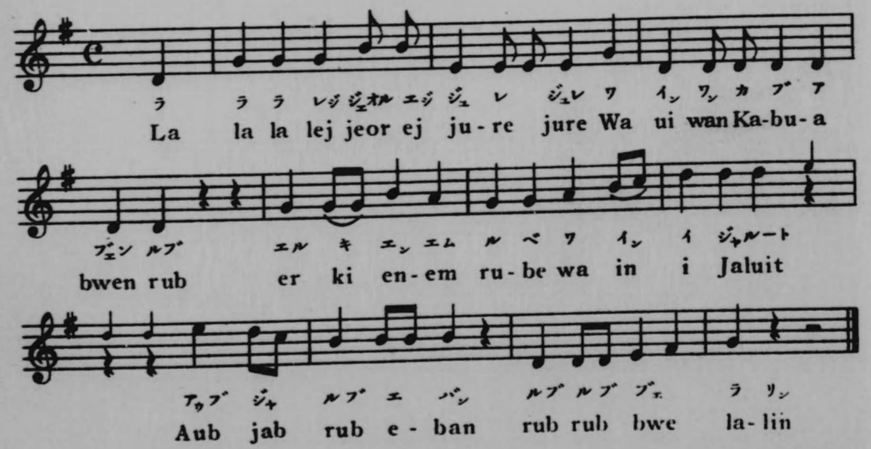

こはしても壊はれぬものはカプアの稜威

舞踊。　固有の舞踊は我國の盆踊と全然趣を同うするもので、多數の男女老弱が一團となつて拍子を揃へて踊るのである。此風習は昔は叢島一般に行はれたものらしい。チャモロ人の如きも昔は女も雜り十二―三人一團となつて圓陣をつくり神語（カミコト）をうたひ、貝殻をふり、四ツ竹を鳴らして其位置を動かずに踊つたといふことであるが〔グァム島に〕、スペインの感化をうけた結果、殆ど之を忘れてしまひ、其他の諸島でも漸次踊の回數が少くなつた。例へば昔のパラウ人は戰捷の度毎に之を歌につくり、親善部落を次から次へと踊りあるき、各地で賞讃と饗宴とをうけたのであるが、今では其機會はなくなつた。月明の夜毎に濱に出て踊り明かすといふやうな放縱な生活も經濟事情の緊張した今日では自然終熄するの外はないのである。現今では公共の踊の會は一年の中時を定めて行はれるのみで、外來者は特別に所望せねば踊の眞似を見ることさへ出來なくなつた。踊の組立及手振は少からぬ變遷を經たらうと思はれ、島々に於て其々特色があらはれたので、今では古振（イニシヘブリ）を知るよすがもなく、目擊者の報告すらも區々で頗る取捨に迷ふのである。

カベザ・ペレイロはボナペのウエン踊について次の如く記述して居る。

此踊には上述の樂器(太皷、笛)を伴奏し、男女各三人が互に距離をとつて連舞する。男子は腰蓑をつけ、頭に花鬘をいたゞき、身には油を塗り彩色を施し、指、手首、臂、脚には椰子の新葉で作つた環をはめ、跳り上る度毎に椰子の葉の摩擦により快い僧音を發する。婦人は上張やうの衣を着て同じく花鬘をつけ、手首にのみ環をはめる。男女ともに運動は激烈でことに手を振り廻はすことが多い。此踊は由來の古いもので、男子はことに踊り榮をよく見せやうとして苦心するのである。

中央カロリン人の踊

然るに支廳の報告にはウエンは男子の踊で、之に對する婦女の踊をサペユといふとあるが誤聞ではあるまいか。クリスチャンもウエ踊は男女共舞であると報告して居る。男子の踊はカピル――カベサ・ペレイロはカピアと記し、クリスチャンはカレクと報告して居る――と稱し、櫂を手にして踊るものがある。本來舟の上で踊つたものであるが、陸上に於ても之を行ふ。婦人は小い棒を携へて踊り、之をトキヤと稱へるといふことである(支廳報告)。

恐らくは近世男女亂舞が禁ぜられたので二つに分れたのであらう。

ルクのバリク(新果祭)踊にはいろ〳〵の種類と名稱とがある。グルグル踊はグルグルと稱する棍棒(第五〇二頁參照)の中程を手にした男子が二列に對向し、絶えず上身を反轉して隣の踊子と上下交互に棒を叩き合はせて拍子をとる。アウアヌ踊はバリク中屢行はれるもので頗る淫靡な尻振り踊である。エベゲクはグルグルは男のみの立踊で手振り足踏み面白く踊る。バリク祭は神(アヌ)の告によつてバンの實の熟する季節に酋長が之を主催するものであるから部落の民は擧つて之に參加し、酋長の指揮の下に互に隣部落を訪れて歌舞を演じ、其地の神に敬意を表する(クバリー)。棒踊はバラウ、マーシャル其他にも行はれ、ルク踊と稱へられる。之によるとポナペの櫂踊も本來は棒踊の一種であつたのであらう。

サイパン島のカロリン人の踊については次のやうに報告せられて居る。

ウマン。輪踊

マス。數十人の男子二列に並んで踊る

ウシラ。棒踊

マル。尻振踊。婦人之を行ふ。男子は其圍中にあつて竹の棒を持つて踊ることもある。

アシャシャ。十數人の男女一間程離れて二列をなし、互に惡罵を交しながら踊る。現時は廢れた。

ヤップの踊

ヤップ島民は最踊を好み、舊時は之が練習の爲に月をかさね、衆人の批評を聞いて手振を

直し、漸く熟達するを待つて日を定めて踊の會を催した。此日には招待を受けた遠近の人人が盡く來會して見物し、踊子は今日を晴と着飾つて夜を徹して踊るのであつた。各村相踵いで之を催すが故に、踊の季節には全島を擧つて心も空になり何事も手につかず、其間色々の弊害もあるので、獨逸時代から島廳の許可を得ずして踊の會を開くことを禁じた。此地で行はれる踊は左の七種である。

ウムン。　婦人の立踊

ボロック。　右同

ガマル。　男子の棒踊。竹の棒を兩手に持つて踊る。

テイ。　男子の坐踊

ガオレヲ。　男子の立踊。身の丈最高きものを中央とし、順次左右にならんで一列をつくる。

ガバキン。　三十五歳(?)以上の男子のみから成る立踊。

フネヒナオ。　全村の婦女が參加する踊

ヤップ踊の特色は決して男女混舞せぬことで、後の兩者の如きは截然たる區別がある。又ウムンは男子の面前で踊ることが出來ず、ガオレヲは婦女子の前で行ふことを禁じてある(「南洋の風土」九三―九四頁)。

バラウの踊の光景

ドクトル・セムペルによればバラウ島では月下の歡會には遊戲半分に色々の踊が行はれ、石を切りに來たヤップ人から傳へられた棒踊、或る女神に捧げる爲と稱せられる尻振踊もあるやうであるが、眞面目な踊は戰爭其他の大事故を紀念する所作事であつたらしい。東岸アウラルといふ地で行はれた踊の光景をセムペルは次のやうに記述して居る。

既に三日以來行はれた祭を終結する踊は午後から始まつた。……祭場は村の中央にあるが、草叢にとり圍まれて居るので、敷石道の通じて居る所から僅に人家が見えるばかりである。徐り廣からざる略〻方形の祭場の一側には荒木作りの高さ約三尺の舞臺が設けられ、他の三側には小い四阿(アヅマヤ)が立ちならび、遠近から招かれたものゝ滯在所に充てられて居る。其多くは子供を引連れ、あらゆる家具を帶同して居る。其は他の祭典のやうに村から公式の招待をうけ馳走せられる譯ではないからである。一つの四阿に二三家族が詰め込まれて居るので、ごれもごれも女子供、七ツ道具、食料品等で一杯である。平常海鼠を煮るに用ひる大鐵鍋――徑約三尺――は魚又はタロ芋が盛ら

れて小屋の前の露天の下に築いた竈にかゝつて居る。……各家の主婦は料理の皿數の多きを競ひ、赤い漆塗の皿に花などをあしらうて見る目も美しく盛りたてる。早朝から夕刻まで餘りよい香でもない煙が常に立のぼるのであるが、土人には魚の腐つた臭が氣にならぬと見える。或る娘は小舍の中で今あけたばかりの椰子の果肉を削り或は色々な團子を作る爲にタロ芋を敲き、他のものは火を起し、或は出來上つた料理を清く洗うた皿に盛り分けて居る。身分の低い若い男はタロ芋又はココ椰子を入れた籠を頭にのせ、或は魚介の類を携へて忙しさうに來往し、濃厚色の前垂をかけた少女はうまい食物を盛つた皿又はアイラウトと稱へる甘い酒を容れた杯を携へて其兩親からの使として小舍から小舍へと持ちあるいて居る。唯長老——ルバク及年長者——のみは此忙しさを餘所に見て或る場所に集まつて煙草をのみながら閑談し、或は小舍の中に眠つて居るのである。

私は興味を以て此雜沓を眺めて居る中に愈々踊が始まるといふ聲が何處からともなしに傳はつて來た。婦人達は俄に仕事の手をやめ、寢て居る男を呼び覺まして、此地の風習に從つて——卽ち婦人小兒は前に出で、男子は其後方に——立ち列び、今日の

踊子の裝束の噂などをしながら、行列の近いて來るのを待ちわびた。やがて開始を報ずる銃聲と鬨の聲とが聞え、一方から裸體の上半身と兩脚とを眞赤に塗り立て手に槍を持つた一團の婦人が狂暴な身振をしながら立ちあらはれ、反對の側からも之と同樣の裝（ヨソホヒ）をした稍數の少い婦人の一隊が出て來て、今にも鬪爭を始めるやうな勢を以て三—四步の距離まで相近いたが、突然立ち停まつて數列にならび、異口同音にメロヂーがなくはないが極めて單調な歌を謠ひ出した。私は幾年かぶりで腹の底から出る聲を耳にした。踊子は其位置を動くことはないが、整然たるリズムによつて腰を振り、其度毎に木の葉で作つた腰裳が觸れあうて颯々たる音を立て、歌と調子をあはせた。やがて高い呼び聲を以て此身振を終へたが、聞くが如くば此は最近の戰爭の光景を徵象したものであるといふことである。

赤く塗立てた踊子は次で舞臺に現はれ、長い一列をつくつた。其員數は約三十名ばかりでもあらうか。やがて次の踊が始まつた。やはり所作事のやうなもので、兩手を緩慢に色々樣々に動かし、或は手を動かさずして上體を前後左右に振り、或は膝を屈め、或は上體を眞直にして腰をリズム的に左右に振り、其に伴うて赤黃色の硬直な腰

蔓があらけて絶えず一樣の波を打つた。此踊に謠ふ歌は音頭取が卽席に作るものゝやうであるが、遺憾ながら私には分りかねた。一同は音頭取に做うて合唱するのである云々。

マーシャルの踊

現時の踊の姿は寫眞第二六版に示す通りである。

マーシャル島についてはドクトル・フィ踊シは勇壯な棒踊（土語グジョルレン）を擧げて居るが、一八九八年此群島を視察したクレェーマー教授は同人の爲に特にジャルート會社支店長邸内で催された二回の踊を見て甚失望したらしく、「男女共に西洋まがひの服裝をつけ——男子は麥藁帽子を被り——て居ることが既に甚不調であるのみならず、踊の手振に味も熱もなく、或は面を背けねばならぬやうなものもあつた」と報告して居る。恐らくは其場所と時とが踊の氣分を引立てなかつた爲でもあらうが、踊に關する觀念の變つて來たことも其一因と見ずばなるまい。

練武

武伎遊伎。　舞踊の外にはあはれな島人の耳目を娯ましめるものは極めて少い。今各島に行はれるものを次に列擧する

（イ）練武。　武技を練ることも亦ボナペ、バラウ等では半ば娯樂として行はれる。相手

第二十六圖版

バラウ島民の踊

南洋協會

男子の踊

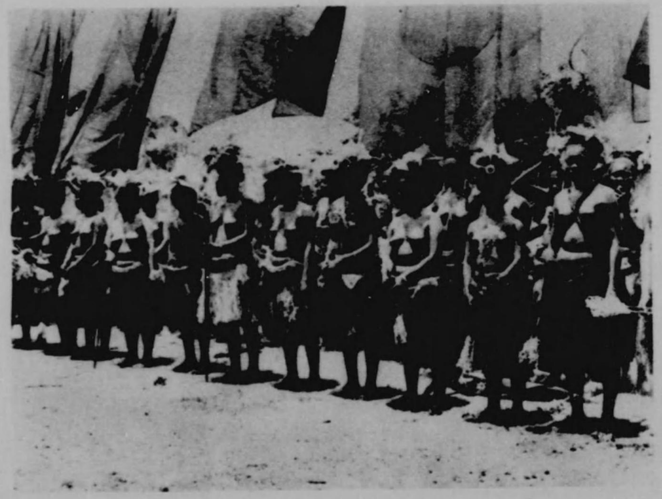

南洋協會

女子の踊の裝

第百七十圖

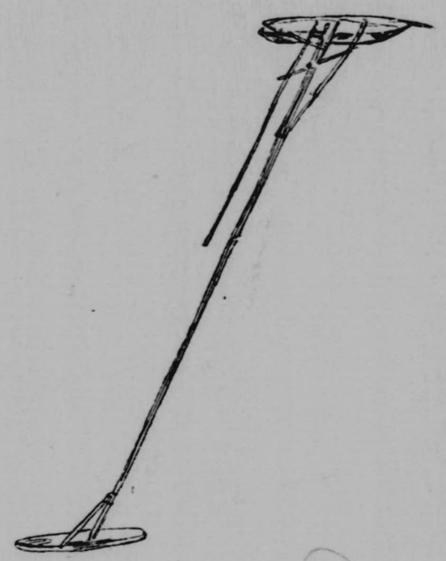

を負傷させぬやうに石の代りに果實を用ひ、蔓の莖を槍として互に技を闘はせ（ボナベ）、槍の遠投げ又は標的に對して弓を射、槍を投げる（パラウ）。パラウでも亦徒歩競爭を行ふことがある。ギルバート群島の或る島では男女各四十人位づゝ對陣し、毬を投げあうて遊ぶとも記述した。此も一種の練武であらう。

（ロ）競帆走。　パラウ、マーシャル等では日常使用する舟に帆をあげて競走するのであるが、ギルバート群島のアバママ、マイアナ、タラヴァ等では特製の競技用の舟がある。クレェーマーによれば其は大さ一尺を出でぬウッボ舟で、長さ略、之に十倍する横木を以て同じ大さの副舟を連ね（第一六九圖）、之に檣を立てやり出しを取つけバンダヌスの葉で編んだ比較的大きな帆をかけて快走する。之が競技は日を定めて

部落と部落、郷と郷、島と島との間に行はれ、數週に亙る其期間は島民盡く之に熱中するといふことである。ルクに於てもヌヌと稱へ、特製の小舟を用ひることがあるが（MG三七四頁）、其は寧ろ玩具で兒童、少年の遊戯である。

角力

（ハ）角力。　サイパン島ではチャモロ、カナカ兩民族共に之を好み、特に士俵等を設くることなく、野外適當の地を選びて之を行ふ。力士は先づ十分に組んで力を競べるのである。マーシャル島では夜間屋内に於てねぢ伏せあひをして力を競ふ。ポナペでは之をバトルといひ（フィンシ二四五頁）、クサイでも之を行ふといふことであるが、方法等については報告がない。

綱（棒）引

（ニ）綱（棒）引。　サイパン島のカナカ人之を行ふ。綱には太い藤蔓等を用ひ、男と女と敵味方にわかれて引あふ。恐らくはカロリン人の古習であらう。ポナペではアラジャプと稱へて長い棒を引あひ、若くは最力の強い人に手を繋がせ之を引あふ。モルトロックでは之をチェレカと稱する（フィンシ二四、五三一〇頁）。

（ホ）木彈き。　ポナペ人が屋内に於て行ふ競技で、長さ三寸位の丸い木片（キネレ）二三本を左の掌にのせ、右手の指で之を彈き一本宛順次に彈き落としたものを勝とし、誤まつて二本以上同時に落した場合には次の人に讓る。

（ヘ）バト。　チャモロ人の行ふ競技で、一本の棒を立て、數間離れた所から石を投げて之を倒すのである。近時は之を行ふことを禁せられた。

（ト）鬪鷄。　鷄をあはせることも亦チャモロ人の古い遊であるが、今では禁止せられて居る。クバリーによればモルトロック島でも此競技が行はれて居たといふことである（MG二八九頁）。

右の如く遊技とはいふものゝ（イ）（ロ）（ハ）の如きは體育を目的とし、他は古の神事と關係があつたのではないかと思はれるものゝみで、純然たる娯樂と認むべきものはない。チャモロ人は近世カルタ遊を覺えたといふことであるが、幸に賭博の惡習はどこにも行はれて居らぬやうである。

兒戯。　スペイン時代にもマリアナ群島には宣教師の經營にかゝる學校はあつたが、通學するものは少かつた。獨逸の統治に移つてから教育は稍〻興隆したが、我軍の占領後、宗教家の手から離して正式の學校を設けたので教育は大に普及し、兒童の遊戯なども内地に行はれるものが追々に傳へられるやうであるが、舊時は成人の行爲を――餘りよからぬ方

面をも——見ならふことの外、子供らしい特種の遊戯といふものは少かつたやうである。現在行はれて居るものも果して舊習であるかどうか不明ではあるが、報告の儘に之を收錄する。外人と接觸することの少い僻陬の地——例へば中央カロリンの小珊瑚礁島又はパラウ南方の離島の如き——に行はれる兒戯が何人によつても報告せられて居らぬことは私の深く遺憾とする所である。

バラウ

毬。椰子の葉を以て製す。

槍投げ、石投げ

吹矢

舟こぎ

紙鳶。パンダヌスの葉を張る。絲には椰子殻又はヒビスクス纖維を用ひ、尾の端末に針金で燃燒物を釣り、火を點じてあげることがある。——クバリーは神事として大凧をあげることがあると報告した。

獨樂。マングローヴの果實に木の軸をさしたもの

ヤップ

繩飛び

毬。バラウのものに同じ

獨樂。椰子殻で作る

テヤプヤップ。桶の箍やうのものを投げあふ遊び

サラゴビル。物の名をいひあてること

戰ごつこ。

角力

サイバン

リキファト(カロリン語)。逆立して倒しあふ遊

網飛び

かくれんぼ

獨樂

親ところ子ところ

三　娯　樂

チョンカ（チャモロ語）。圖に示すやうな盤の兩端の穴の外、各穴に小い子安貝七個づゝ入れて置き、AB二人相向ひ、先づAから始めるとすると、Aの側の任意の穴から七つの貝を取出し、次々の穴へ一つ宛入れる――右廻りか左廻りか明示せられて居らぬ（編者註）――乃で最後の一個を入れたから在中の貝全部を取り出して又前のやうに順次に一個づゝ配分する。右の如く繰かへして――恐らくは空の穴を飛ばすのであらう（編者註）――最後の一個がB側のからの穴で終る場合には順番をBに讓り、A側のから穴で終つたときは其向あひのBの穴にある貝を皆取出して之を自分の孔に入れてから番を讓る。Bも亦同樣に行ひ、各自の側の貝の數が多い方を以て勝とする。

第百七十一圖

リムメイシ（カロリン語）。飛び上つて足を後に跳ね、兩踵を臀につける遊び

ボナペ

紙鳶。木の葉製

獨樂。果實に木の軸をさしたもの

竹トンボ。ヒビスクス製風に向けて羽をまわす

陣取り。多くの兒童手をつなぎて圓陣をつくる。相手の兒童の群は之を破つて內方に侵入することを試みる

かくれんぼ

毬。ヴイア（學名 Barringtonia speciosa）の實又は豚の膀胱を膨らせ、地上に落さぬやうに打あげて遊ぶ（フィンシ二四五頁）。モルトロックでは之をポと稱へる（同三一〇頁）――フィンシは之を大人の遊びとした。

マーシャル

水あそび

舟こぎ

石なげ

弓矢

毬。バンダヌスの葉で編む。

紙鳶

跋文

著者

ギルバート島では鞦韆（ブランコ）に女兒をのせ男童が之に飛びついて遊ぶことがある（クレェーマー）。

跋

正直に白狀すると私が此著述に志したのは最近のことである。私は若い時から此方面に多分の興味をもつて居たのであるが、職業がら學術的に研究する遑もなく、又之を試みようともしなかつた。唯海外諸國を飛びあるいて得た見聞と、手當りまかせに目を通した書物から雜駁な智識を所有したに過ぎなかつたのである。然るに先年岡茂雄君から南島民族のアウトラインを書いて見ろと勸められ、甚危みながらも筆を執つて「太平洋民族誌」といふ名のみ物々しい一小篇を草したのであるが、其際我新領土なるミクロネシアに關する報告の甚乏しいことを知つて頗る遺憾に思うた。占領後既に十數年を經過して居るのであるから、まとまつた民族誌の一冊位はあつても然るべきであると信じ、且事情が許すなら自ら手を下してもよいと考へたので、右の「太平洋民族誌」中には殆ごミクロネシアには

觸れなかつたのである。

病痾の爲に逝世した今の私にとつては此仕事によつて少しでも世を益することがあるとすれば本懷の至りであるから、毫も勞を吝まぬのであるが、差當つて困難を感じたのは資料の蒐集であつた。十餘年前に氣がついて居たならばノートでも作つて置いたのであるが私の智識はうろ覺えのものが多く、出所を明にすることの出來ぬのは勿論、自分でも確實を期し難い。且又自國領内に棲息する人民の事をかくのに外國人の報告のみをあてにするのは甚氣のきかぬ話であるから、邦人の手で集めた一層信用すべき資料によらねばならぬのであるが、其は個人の力を以てしては非常に長い歳月を費さねば望み得られぬことである。其故に私は事情を述べて援助を南洋長官横田鄕助閣下に仰いだ所が、快く承諾せられて各支廳に報告提出を下命せられた。本文中に支廳報告と註記したのは今回私の爲に特に調査せられた資料で、未だ世に知られぬ發見もあり、從前の訛傳を正したものも少くはない。私の著書に若干學術的價値があるとしたら、其は大部分此貴重なる報告の賜である。私はこゝに橫田長官以下南洋廳吏員諸君の援助に對し滿腔の謝意を表すると同時に、報告者の芳名を錄して後世に傳へんとするのである。

バラウ	支廳長	藤崎供義君	
ヤップ	南洋廳屬	立山茂君	
サイパン	主任	南洋廳屬	町田清彦君
	同		高木勇松君
	同		岩切幸吉君
	同		丸毛重典君
	同		後藤脩一郎君
	警部		永井卯吉君
	警部補		宮本溫君
	巡査		山本愛次君
	技手		豐島林良君
	工手		好井松太郎君
	艇長		淺原永太郎君
	機關手		伊藤榮吾君

囑託　藤澤泉君
訓導　池谷伊太郎君
同　奥平紹睦君
同　田邊重吉君
同　平林寛君
同　高橋スミノ君
醫院長　岡谷昇君
藥劑士　近藤宗次郎君
支廳長　只野安房君
醫長　松永照太君
支廳長　福島平君
南洋廳屬　來島芳三郎君
口授者　パレム島村長　パウリーノ君
　　オネ村長　ルーエレン君
ルク（トラック）
ポナペ
醫院長　塚本守久君
巡査　齋藤曉君
南洋廳屬　山口榮君
警部　田中雪次君
駐在員
クサイ
マーシャル

右の外實際調査の任に當られた人も多からうと思ふが、報告がないので、列擧し得ぬことを遺憾とする。

參考書蒐集についても私は少からぬ困難に逢着した。南洋廳所藏の書物は快く貸與せられ、必要の書籍購入の許可をも與へられたが、大部分は外國の書物で、日本の書肆の持ち合はさぬものであるから、之を探し求めて手に入れる事は決して容易の業ではなかつた。私は時の外務省條約局長（現獨逸大使）長岡春一閣下を介し、或は直接に歐洲各地駐劄の外交官諸君を煩はしたが、佛蘭西の本屋からは一冊も所望の書を求め得なかつた。之について私の最あつく御禮をいはねばならぬのは獨逸留學中の友人廣江源三郎君で、百方奔走して獨、英、蘭、墺國から新古圖書を蒐集して呉れられた。其他箱木一郎君がシドニーから土屋重雄君が香港から態々書物を取寄せて贈與せられ、久保榮三學士、町田清彦君が藏書

を貸與せられたことを感謝する。

さりながら刊行の古い圖書を集めることは短日月の間には到底不可能であるのみならず、價を吝まず珍本を買ひ集める資力も私には缺けて居るので甚だ當惑した。偶サイパン支廳の報告書によりフィリッピン大學の敎授オットレー・バイヤー氏が編輯したミクロネシアに關する文獻抄錄（寫本）があることを知つて之を入手したいと希望したが、未知のバイヤー敎授に借覽を申込む便宜もないので惱んで居た所が、其謄本の所有者布哇ビショップ博物館員ホルンボステル君がサイパンに滯在中であると聞いたので、支廳を介して借覽を交涉した所、快く許諾せられた。其序文によると同書はホルンボステル君の要望によつてバイヤー敎授が特にタイプライター刷としたもので、同君の好意がなかつたら、決して私の眼に觸れることのあり得ぬものなることを知り、益〻其寬裕に感銘したのである。聞くが如くんば同君は布哇ビショップ博物館の委囑を受け、專らマリアナ民族の調査に從事せられて居るといふことであるが、私は切に其成功を祈り、クバリー以上の詳密な報告が同君によつて發表せられることを期待するものである。

バイヤー敎授の文獻抄錄は少くとも五卷に達する豫定であるから、私の見たものは第一

卷だけであるが、次々に脫稿して居ることゝ思ふ。原書の乏しい我國では此の種の抄錄は必要缺くべからざるものであるから、官學又は特志家に於て、同敎授の許諾を得て一謄本を求め置かんこと私は竊に希望するものである。

右の如くして私の集め得たもの並に私藏書中今次の著述の參考に供したものは左の圖書である。括弧內に記したのは本文中に用ひた略字である。

Andrade, Enrique Taviel de. Histoia Conflicto de las Carolinas. Madrid, 1889.

Archiv für Anthropologie, Organ der deutschen Gesellschaft für Anthropologie, Ethnologie und Urgeschichte. 1900–1913.

Bastian, A. Inselgruppen in Oceanian. Berlin, 1883.

Bericht über die Mission der rhein. westf. Karoliner-, Marianen- und Palauinseln. 1908–1912.

Beyer, Otley. History, Archaeology and Anthropology of Micronesia, Vol. I. (Copy). Manila, 1924.

(Contents)

（1）"Micronesia", By F. H. H. Guillemard. (London, 1894).

（2）Extracts relating to Micronesia from Burney's "History of Voyages in the

Pacific". (5 vols.; London, 1803–1817).

(3) Extracts relating to Micronesia from Lord Anson's "Voyage around the World in the Years 1740–1744". (London, 1748).

(4) Extracts relating to Micronesia from the "Account of La Perouse's Voyage round the World", edited by L. A. Millet-Mureau. (English translation, London, 1807).

(5) Extracts relating to Micronesia from the "Narrative of the 'Novara' around the World", by Dr. Karl Scherzer. (3 vols.; London, 1861–1863).

(6) Abridged Account from the "Philosophical Transactions of the Discovery of the New Philippine Islands, etc." by Father P. Clain, S. J. (to which is added certain remarks on the same by Father Le Gobien, with a map.) (London, 1721).

(7) Chapter relating to the Ladrones and Caroline Islands, extracted from "Our New Possessions", by Trumbull White. (Philadelphia?, 1898).

(8) Extracts relating to the Ladrone Islands from "Our New Possessions", by Murat Ralstand. (Chicago, 1898).

(9) "The Mythology of Micronesia", by Roland B. Dixon. (Boston, 1916).

(10) "Notes on the Racical History of Micronesia", by Roland B. Dixon. (New York, 1923).

(11) "The Peopling of Yap", by William Churchill. (N. Y., 1911).

Cabeza Pereiro, A.. La Isla Ponape, Geografia, Etnografia, Historia. Manila, 1896. (C. or P.).

Callistus P. Chammorro Wörterbuch. Honkong, 1910.

Christian, F. W. The Caroline Islands. London and New York, 1899. (Ch.)

Decken, Richard. Rauschende Palmen, Berlin.

Dictionary and Grammer of the Chammorro Language of the Island of Guam, published by Navy Department U. S. A. 1918.

Erdland, P. August. Die Marshall-Insu'aner, Leben und Sitte, Sinn und Religion eines Südsee-Volkes. Münster i. W, 1914. (E)

——— Wörterbuch und Grammatik der Marshallsprache. (Archiv für das Stadium deutscher Kolonialsprachen, Bd. IV.) Berlin, 1906.

Ethnographisch- Anthoropologische Abteilung des Museum Godeffroy. Eine Beiträge zur Kunde der Südsee Völker von J. D. E. Schmerz und Dr. R. Krause. Hamburg, 1881. (M. G..)

Fritz, Georg. Chammorro Wörterbueh (Archiv für das Stadium deutscher Kolonialsprachen, Bd. II.). Berlin, 1908.

——— Die Zentralkarolinische Sprache (Lehrbücher des Seminars für Orientalische Sprachen, Bd. 29). Berlin, 1911.

Finsch, Otto. Carolinen und Marianen. Hambnrg, 1900.

——— Ethnologische Erfahrungen und Belegestücke aus der Südsee.(Annalen des k. k. Hofmuseums). Wien, 1893. (F)

Hager, Carl. Marshall-Inseln, mit einem Anhang, Die Gilbert-Inseln, Leipzig, 1886.

Island of Guam, edited by the Officers of U. S. Navy. Washington, 1917.

Krämer, A. Hawaii, Ostmikronesien und Samoa. Stüttgart, 1906. (Kr.)

Kubary, J. S. Ethnographische Beiträge zur Kenntniss des Karolinen Archipels. Leiden, 1889–1895. (K)

Marine Rundschau, 1898.

Matsumura, A. Contribution to the Ethnography of Micronesia (Johrnal of the College of Science, Imperial University of Tokyo). Tokyo, 1918. (松村)

Meinicke, Carl E. Die Inseln des Stillen Oceans. Leipzig 1888.

Montero y Vidal, D. Jose. El Archpielago Filipino y las Islas Marianas, Carolinas y Palaos. Madrid, 1896.

Olive y Garcia, Fransisco. Islas Marianas. Madrid, 1887.

Pacific Islands Pilot. Vol. I., Published by English Admirality, 1921.

Schück, Kapt. A. Stäbkartchen. Hamburg, 1902.

Semper, Karl. Die Palau-Inseln in Stillen Ocean. Leipzig, 1873. (S)

Walleser, Bishop Salvator. Palau Wörterbuch. Honkong, 1913.

邦人の手になつたミクロネシアに關する著書は大正五六年の頃、數多く刊行せられたがいづれも旅行記風のもので、民族誌學の立場からいふと其價値が乏しい。唯一つ「南洋風土」と題する書物は民俗を描寫することを目的としたもので出色の著である。編輯者の署名がないが、私の知る所では時の防備隊司令官東鄕吉太郎中將が自ら筆を執られたもので材料は配下の各防備隊長から提出せられたのである。其故に玉石同架の憾はあるが、貴重な資料も少くはなく、ことに將軍直轄のルク島の記事は信賴するに足るものである。將軍が軍務政務の餘暇を以て此の如き文化事業に意を用ひられたことは敬服せざるを得ぬ。大正四年東京帝國大學から新占領地に派遣せられた松村瞭學士（今の人類學教授、理學博士）も亦大正七年に其報告を發表せられたが、英文で記述せられて居るから、上記洋書中にあげて置いた。其外には私の「南溟の秘密」と題する南島人の航海のみを取扱つた一小著がある。敢て學術的研究として誇るに足る程のものではないが、本書中此方面の記事は主と

して之を引用した。

私は本書に於てミクロネシア人と我日本民族とを比較する考は毛頭ないのであるが、事物の說明上他の例を揭げることを便とする場合、之を我國民に熟知せられて居らぬ遠い外國に求めることは出來るだけ避けて、我日本の事物を以て說明することにした。特に後篇民俗部に於ては我國に類例が多いので、昨年末發表した拙著「日本古俗誌」を屢〻引用したのである。又ポリネシアの例を引く場合にも坊間で容易に求め得られぬ外國書を引用することは不便であると思うて、上記の拙著「太平洋民族誌」を參照とした。屢〻自著を引用したのは右の理由にもとづくものであることを諒とせられたい。

上述の報告及參考書と私の記錄及記憶に存する貧弱な智識とが本書の材料となつたのであるが、之に私の管見を加へたことは勿論である。人の褌で角力を取りたがる輩は材料の提供のみを要求し、他の所見を聞くことを嫌がるが、其はリポーター又はエンサイクロペチストに要求すべきで、私は其任ではない。統一のない材料の羅列は讀者を八幡の藪に引込むやうなもので、時としては大なる誤解に陷れることがある。少くとも著者が得た印象を正しく讀者に傳へんが爲には客觀的描寫のうちにも若干の理路を示すことを必要とする。さりながら其理路なるものは目標によつて必しも一樣であり得ぬから、本書に於て私の執つた方針を一言することも無用ではあるまい。

學問はいふまでもなく眞理を發見することを目的とするのであるが、其が爲には適切な區分（ゲビエート）を定めねばならぬ。非時香味（トキジクノカグノミ）を求める爲に北蝦夷をさがし廻るものがあるとすれば、人は皆其愚を笑ふであらう。理化學の敎室で靈魂の行方を追跡することは不可能である。我々が或る民族について其實相を究めようとする場合にも、第一に必要とするのは如何なるゲビエートに立つて之を觀察すべきかといふことである。或るものは人類學の立場から或るものは文化學の見地を以て之に對し、或はフォークロアと稱へ、或はエスノロジーとエスノグラフィーとに區分するものもあるが、考へて見ると心行かぬことである。我々の研究の對象は人ではなく、社會である。其社會を構成する人について考察し、其精神的及物質的文化を研究し、或は彼此を比較對照することは正解を得んが爲の方便で、目的ではない。我々は人類學（狹義の）、言語學、考古學、博物、歷史、地理、宗敎、心理、社會學等の助をかりて研究を進めねばならぬが、其枝葉に亙り、徒を穿ち細に入ることは之を其々の學科の專攻家に委ね、其粹を聚め、要を摘んで研究の目的を達することに努めねばならぬ。

私の信ずる所によれば科學はいづれの支門に於ても決して絶對孤立し得るものではなく、他の學科の助を借らねば完成せぬ。例へば眼科醫となるには光學と高級數學との智識を必要とするのであるが、其故を以て醫學は物理學に屬するといふことは出來ぬ。フォークロアは民族研究の骨子をなすものであるが、之だけでは體系的内容を有する科學として成立せぬことは岡文學士の說の通りで(「民俗學概論」序文)、之に民族史、民族地理、民族信仰、民族心理等の學科を併はせ、人類學、考古學、言語學、社會學乃至エルゴロジー的考察を加へて、始めて一科學として存立の價値を得るのである。右の如き體系を有する學問を表現する術語は英、佛には見あたらず、獨逸語の Völkerkunde (Volkskunde と混同するものもあるが、フォルクスクンデはフォークロアと同義である)は略、之に當るものであるが、通例低級民族社會の研究の意に用ひられて居る。我國では尙未だ右の如き學科の必要すら認められて居らぬやうであるが、我々が自己民族の内省に資する爲にも、他の民族と比較研究する上においても、民族其ものゝ本質が明にせられて居らぬ限り、確實な印象は得られぬ筈である。吾人は世界人類の間に民族といふやうな狹い限界があつて往々軋轢することを悲しむものであるが、現在に於ては之を無視して人間社會を研究することは到底不可能なりと信ずるが故に民族を對象とする學問の成立を必要とするのである。私は假に之を民族學又は民族誌學と呼ぶことにした。本書は此見地にもとづいて記述したもので、民族誌と題したのも之によるのである。

終に臨んで私は本書の編述について色々の方面で助力を與へられた内藤吉之助、岡正雄兩學士の勞を謝し、且此俗受けのせぬ著述の刊行を甘諾せられた岡書院主岡茂雄君の學界貢獻に忠なることに敬意を表するのである。

附錄。本書編纂につき私は南洋廳管下各支廳から左記の事項について報告を求めた。便船の期日が迫つて居たので、僅々一週日を以て起稿し、普く諸書を參照する暇がなかつたから、杜撰の點も少くはないが、私の知る限りに於ては其當時まで此種の題目を列擧したものは公刊せられて居なかつた筈で、今後に於ても實地採集者には若干の參考になるであらうと信ずるからこゝに附記する。近頃岡書院から刊行せられた岡正雄君譯のバーン女史著「民俗學概論」には「問題篇」が附錄として添へてあるが、之と對比すれば民俗學と私のいふ民族學との相違も若干判明するであらう。

ミクロネシア民族誌資料報告項目

第一部　口碑

一　傳說(神話、民譚、童話等)

二　民謠、童謠

三　俚諺

備考。右三項の報告は左記に準據するものとす。

(一)　別紙を以て報告するを要す。

(二)　成るべく廣く採集せんことを希望す。但し內外人の著書に揭げあるものは書物名(なし得れば頁數)のみを指示すれば可なり。

(三)　採集の方法は概ね左記要領による。

(イ)　ローマ字にて土語をかき得るものに命じて古老、物識について口授をうけしむ。但し日本語に飜譯するを要せず。

(ロ)　一話(民謠、俚諺)毎に口授者の身分、氏名、年齡、居住地を明記するを要す。

第二部　生　活

四　體質、體格

(イ)　身長(成人)——平均、最長、最短

(ロ)　體重(成人)——平均、最重、最輕

(ハ)　特徵——頭髮、髭髯、耻毛、膚色、眼、鼻、耳、口、齒

(ニ)　頭顱インデキス——平均、最長、最短

(ホ)　平均死亡年齡

(ヘ)　死因

(ト)　最普遍的なる疾患

(チ)　駐在醫官氏名

五　裝身具(被服、裝飾)

(イ)　頭飾——(a)結髮、辮髮の古俗存したりや、若しありとせば其樣式、(b)其他の調髮法(例へば石灰を以て硬直せしむるが如き)(c)頭被(回教徒のターバン以外のもの)、(d)花、葉を以て頭飾とする樣式及之に用ひらるゝ植物名。

(ロ)　髭髯——(a)裝飾として蓄髯することありや、(b)剃毛の風習ありや、(c)剃毛に用ひる器具

(ハ)　耳環——(a)耳朶穿孔の方法、(b)耳環に用ふる物品、(c)特異の耳朶裝飾

(ニ)　鼻飾の有無——若しありとせば其樣式

(ホ)　齒牙裝飾——(a)齒牙を拔き又は削りて裝飾とすることありや、(b)齒牙を染むることありや

(ヘ)　頸飾——(a)制式、(b)材料、物質

(ト)　腕輪——(a)嵌裝部位(上膊、下腕、手首等)、(b)材料、物質

(チ)　脚輪——(a)嵌裝部位(股、脛、足首等)、(b)材料、物質

(ﾘ) 胴輪——男女胴體に施、編條其他の輪を巻き付くることありや、若しありとせば其様式及物質

(ﾇ) 爪の飾——爪を伸ばし又は飾を施すことありや

(ﾙ) 彩色(顔面、身體)——(a)彩色を施す部分、(b)様式(平塗、又は紋様)、(c)色、(d)染料

(ｦ) 瘢紋(装飾の爲故意に軀幹又は四肢に瘢痕を設くるもの)——(a)部位、(b)方法、(c)紋様

(ﾜ) 文身——(a)部位、(b)顔に入墨する場合には其局部、(c)紋様(寫眞添付最可)、(d)色及其原料、(e)刺刮器具、(f)文身を施す年齢、(g)施術者(職業的か否か)、(h)文身に伴ふ儀式、(i)文身又は其紋様に關する信仰、(j)文身の起原

(ｶ) 陰部隠蔽物(衣服をつけざる場合)——(a)種類(幣、鼻褌、腰蓑、木葉、サーロン等)、(b)材料、物質

(ﾖ) 近世の輸入にあらざる被服具——(a)制式、(b)材料、物質、(c)樹皮、葉の纖維を以て織りたる布ありや、若しあらば其名稱、材料

(ﾀ) 附屬品——(a)杖、笠、扇の類、(b)肩かけ(邦語オスヒ、ヒレ、タスキ)

六 居宅

(ｲ) 建築位置——(a)密集か、點在か、(b)水邊を好むか、小高き所を選ぶか、(c)樹上架屋ありや、(d)一定方向に正面するか

(ﾛ) 敷地——(a)垣及門を設けたるものありや、(b)地壇(石がけを或る高さに築きたるもの)を設くることありや、(c)掘立か、土臺の上に建つるか

(ﾊ) 規模、結構——(a)大家族共棲か、小家族別居か、(b)男房、女房の別ありや、(c)床又は簀の子ありや若しありとせば其高さ如何、之を昇るに梯子又は階段ありや、(d)屋根の形(二方又は四方葺おろし、(棟風)、廂の有無)

(ﾆ) 建築材料——(a)柱梁其他主要建築材料及其品名、(b)壁材料(藁、土石等)、(c)葺料、物質、名稱、(d)固定用物質(釘、紐のたるべきもの)

(ﾎ) 家具——(a)疊、蓆の類(材料、名稱)、(b)寢具、(c)棚、机、床几の類、(d)點燈具

(ﾍ) 竈——(a)位置、(b)制式

(ﾄ) 厠——(a)位置、(b)制式

七 飲食

(ｲ) 食物——(a)主食物、(b)副食物、(c)間食物

(ﾛ) 調味品——(a)鹽(製法、品質等)、(b)砂糖(製法、品質等)、(c)胡椒類

(ﾊ) 調理——(a)調理方法、(b)調理用器具(種類、名稱)

(ﾆ) 刺激劑——(a)煙草(種類、産地)、(b)シュリーの類

(ﾎ) 催醉、清涼飲料——(a)原料、(b)製法、(c)カヴァ(胡椒の一種)酒の有無、若しありとせば其用途、(d)天然清涼飲(椰子乳の如きもの)

(ﾍ) 飲料水——(a)泉井の有無、(b)天水貯蓄法、(c)煮沸水

(ﾄ) 飲食器具(種類、名稱)

(ﾁ) 異物飲食(人肉、土、昆蟲の如きもの)

八 生業

(ｲ) 耕作——(a)耕作培養物、(b)播種、植付、(c)收穫、調製

(ﾛ) 畜産——(a)家畜(種類)、(b)放牧(種類)

（ハ）狩獵――（a）有用野禽、（b）狩獵方法

（ニ）漁撈――（a）有用魚介、（b）漁具（制式、原料）、鈎、網（種類）、筌（ウヘ）、築類、鮎、魞（エリ）（漁柵）、（c）特種漁法（潜水捕捉、麻醉劑使用等）

（ホ）工藝――（a）手工品（種類）、（b）意匠、（c）材料、原料、（d）用器

九　日常行事

（イ）寢食――（a）起床時刻、（b）洗面、含嗽、（c）室内外掃除、（d）午眠、（e）食事時刻、（f）沐浴、（g）上圃、（h）就寢時刻

（ロ）姿態擧止――（a）坐位（正坐、趺坐、立膝、腰かけ、鳶足、投出し等）、（b）歩容（大股、小歩り、内股、外輪等）、（c）敬禮法、（d）手を拍く風習ありや

（ハ）娯樂――（a）賭事（種類及名稱）、（b）躁宴、（c）踊、（d）樂器（種類及名稱）、（e）各種競技、（f）謎々、尻とりの類、（g）小兒遊戯（毬、追羽子、あやとり、輪廻し、輪投げ、ハマ投ゲ、紙鳶、獨樂等）

一〇　舟行

（イ）船――（a）種類（及名稱）、（b）各部の名稱、（c）材料及器具

（ロ）渡航の範圍

（ハ）航海上の智識

備考　風浪、水路、星宿等に關するもの。エルトランド牧師の報告によればマーシャル島民の或ものは特に之に關する智識豐富なりといふ（松岡大佐著「南溟の秘密」中に其一端を記述しあり）。若し之に精通せる土人を求め得べくば其口述を書き取り（邦譯するに及ばず）別册を以て報告すべし。

第三部　社會制度

一一　社會組織

（イ）地方的集團――（a）一島内に行政區劃にあらざる地方的集團（ボナベ島のウ、ナツト等の如き）ありや、若しありとせば其區分及稱呼（略圖添付を可とす）、（b）右の如き集團相互の關係

（ロ）種（氏）族的集團――（a）一島内に種族（又は氏族）による區別（例へばチヤモロ族とカナカ族との如き）ありや、若しありとせば其稱呼、分布、（b）右の如き集團相互の關係

（ハ）尊卑階級――（a）族籍（世襲の貴族、平民　奴隷等）の有無、（b）指揮隷屬關係（例へば酋長と其配下、族長と族人との如き）の有無、（c）職業的階級（例へば士農工商の如き）の有無。右以外の階級（例へば司祭巫覡と俗人との如き）の有無

備考。上記階級存在する場合には各其等級、稱號並に其差異の大要を記述すべし。

（ニ）集團及階級の區別章――（a）集團及階級を區別する標識、紋章樣のもの、（b）集團と關係ありと信ぜられる禽獸、魚介、草木其他の物件

一二　家族及親族關係

（イ）家族――（a）土人の有する家族の概念、（b）家族といふ意味を表現する語、（c）姓（苗字）の有無及由來

（ロ）肉親、姻籍――左記の關係を表現する語又は語句を記註すべし

（a）夫妻――夫（二人以上ある場合には其區別稱）、妻、妾（又は第二位以下の妻）

（b）親――父、母（嫡母、庶母）、繼父、繼母、養父、養母

（c）子――男の子、女の子、長幼の區別稱（例へば長男、二男、三女、末女等の如き）あらば記註すべし、養子（男、女）、繼子、

聟、嫁

(d) 兄弟、姉妹——兄(弟よりいふ場合及び姉よりいふ場合)、弟(兄よりいふものと)、姉(弟よりいふ呼稱と妹よりいふ呼稱)、妹(兄よりいふ稱呼と姉よりいふ稱呼)

(e) 異父(母)兄弟姉妹區別呼稱(例へば「腹ちがひの兄」「胤ちがひの妹」といふが如き)

(f) 祖親——祖父(父方、母方)、祖母(父方、母方)

(g) 孫——孫男(男系、女系)、孫女(男系、女系)

(h) 曾祖、曾孫

(i) 高祖、高孫

(j) 祖先、末裔

(k) 伯叔——伯父(父方、母方)、伯母(父方、母方)、叔父(父方、母方)、叔母(父方、母方)

(l) 甥——兄弟の子、姉妹の子(男よりいふ稱呼及女よりいふ稱呼)

(m) 姪——兄弟の子、姉妹の子(男よりいふ稱呼及女よりいふ稱呼)

備考。こゝに男といふは伯(叔)父、女といふは伯(叔)母である。

(n) 從兄——父方從兄、母方從兄(從弟よりいふ呼稱及從妹よりいふ呼稱)

(o) 從弟——父方從弟、母方從弟(從兄よりいふ呼稱及從姉よりいふ呼稱)

(p) 從姉——父方從姉、母方從姉(從弟の用ひる呼稱及從妹の用ひる呼稱)

(q) 從妹——父方從妹、母方從妹(從兄よりいふ呼稱及從姉よりいふ呼稱)

右の外大伯(叔)と甥(姪)の子、再從兄弟姉妹、從父(母)と從子との關係を表現する呼稱あらば記述すべし。

(r) 養子及義兄弟——(a)他人を養子とし、又は義兄弟の誼を結ぶことありや、(b)養子と實子との差別、

(s) 義兄弟の稱呼及相互關係

(t) 夫婦關係——(a)同族結婚を忌む風習ありや(族外結婚の習俗)、(b)近親結婚、例へば次の如き結婚は妨なしとするか。兄弟の娘を娶るもの、姉妹の娘を娶るもの、父方の伯(叔)母を娶るもの、母方の伯(叔)母を娶るもの

(u) 離婚條件、(d)再嫁習慣有無、(e)妻妾(又は嫡庶)相互の關係、(f)一家に於ける妻の權力、(g)寡婦の位置、(h)妻妾殉死の古俗存したりや、(i)妻妾の私有財産を許すか

(v) 親子關係——(a)老人(ペトリサイド)棄殺の風習有無、(b)墮胎、嬰兒(インファンティサイド)棄殺の風習有無、(c)慈孝の觀念、(d)子女平均數

(w) 兄弟姉妹の關係——(a)姉妹と兄弟といづれを尊重親愛するか、(b)友悌の觀念、(c)兄弟姉妹の配偶者に對する關係

(x) 相續——(a)家督(家長權)相續順位、(b)女子相續權の有無、(c)財産相續制度、(d)相續上特異なる習慣

(y) 其他家族及親族關係上特異なる風習

一三　主長の權力

(イ) 家長の權力——(a)主婦が家長權を有することありや、(b)特記すべき家長の權力

(ロ) 酋長(族長)の權力——(a)土地支配(所有)權、(b)貢役徵發權、(c)食物分配權、(d)配下の人身、財産處分權、(e)初夜權

一四　自治機關(委任統治機關以外のもの、從て酋長專制の場合も之に含まる)

(イ) 役員——(a)酋長(族長)配下の役員、(b)其他の自治役員(年寄、世話役等の如きもの)——右は名稱員數を擧ぐべし
(ロ) 會議制度——(a)寄合の有無、(b)寄合の組織、(c)決議權、(d)執行權
(ハ) 集會所——(a)役場、公會堂、(b)人民集會所——若し之あらば別紙を以て詳細報告するを要す

一五　土地及漁場

(イ) 私有地(官有又は共有にあらざる耕地、林野)——(a)區劃(廣さ又は地形による)稱呼、(b)隣區との境界表示、(c)貸借又は讓渡に關する慣例、(d)單貰、(e)小作制度
(ロ) 共有地(官有又は私有にあらざる耕地、林野)——(a)支配權は何人に屬するか、(b)用益權の有無及取得、(c)果樹其他の天産物の所屬
(ハ) 漁場——(a)水面區劃、(b)漁場の所屬、(c)漁業權の有無(舊制度)

一六　經濟組織

(イ) 生產——(a)共同生產組織(例へば漁業の如き若干人の協力を要する生產作業)、(b)奴隸制度、(c)雇傭制度、被傭者の受くる報酬、(d)生產の按排、調節(自然の需給に委れるか。或は人爲的に過不足を調節するにありては如何なる樣式によつて共同作業するか。ことありや、例へば椰子其他の有用植物植付制當又は漁撈の制限存せざるか)
(ロ) 分配——(a)配給制度の有無、(b)有無交易制度、(c)分配機關(市場、仲買、小賣人等)、(d)島外貿易
(ハ) 消費——(a)消費制限存否、(b)備荒貯蓄方法
(ニ) 貸借——(a)物品(金錢)貸借に關する慣習、(b)利息

一七　社會制裁

(イ) 酋長(族長)の裁判權——(a)範圍、(b)聽訟樣式、(c)刑罰の種類(土俗のもの)、(d)刑罰の適用
(ロ) 民衆の制裁——(a)酋長(族長)の廢立、(b)放逐、排斥(ボイコット)、(c)私刑(リンチ)

一八　行戰

(イ) 戰爭の動機(復讐、首狩り、劫掠等)
(ロ) 復讐——(a)復讐の觀念及執着、(b)肉親殺傷による怨恨、(c)女敵(メガキ)
(ハ) 劫掠の目的物——(a)財產分捕、(b)俘囚の待遇、(c)頭顱の處分
(ニ) 兵器の制式——(a)槍、(b)投槍、(c)投石機、(d)弓矢、(e)木刀、棍棒、(f)其他の兵器
(ホ) 遠征——(a)範圍、(b)水師の編制、(c)舟艇武裝
(ヘ) 和議——(a)媾和使、(b)條件、約束、(c)表識

第四部　信　仰

一九　土俗信仰の對象

(イ) 自然物及自然力——(a)山嶽、(b)巖石、(c)樹木、(d)河海(沼湖井泉)、(e)天體、(f)風雨、(g)雷電、(h)火、以上を神とするものあらば其所在、名稱、威力、(i)其他之に類するもの
(ロ) 靈魂及精——(a)死者の靈魂又は(b)生人にして神とせらるゝものあらば其實例、(c)幽靈の有無、(d)妖怪變化、(e)鬼、(f)魑魅魍魎
(ハ) 動植物及物品崇拜——(a)或る部落(氏族)に限りて特に崇拜せられるもの、(b)神が動植物其他の物件に姿を現はすといふ信仰ありや、(c)神の使はしめたる動物ありや、以上實例を擧げて記述することを要す

（ニ）護符――（a）物件、（b）呪文

二〇　祭祠俗信

（イ）司祭、巫覡――（a）司祭の稱呼、等級、性、（b）巫覡の稱呼、等級、性、（c）覡術つかひの稱呼、性（d）右諸人の服裝、（e）右諸人の社會上の位置

（ロ）祭祀――（a）公衆祭祀、例へばパンダヌス祭、パンの實祭、收穫祭、大漁祭等の光景、概要、（b）私的祭祀、例へば生誕報告、結婚報告祭、宮詣、出棺祭（葬式）、週忌祭（法事）等の有無

（ハ）祭場、祭壇――（a）特定の祭場、b）社祠又はこに類するもの、（c）祭壇の創式

（ニ）供物――（a）供物の種類、（b）調製及容器

（ホ）祭文（祝詞）　祭文、歌詞はなし得れば其全文（土語の儘）を採集し、別紙を以て報告すべし

（ヘ）神樂

（ト）加持祈禱――（a）加持祈禱を行ふ場合、（b）加持祈禱を行ふもの

（チ）卜兆――（a）占卜の方法、（b）夢占、（c）吉兆、凶兆

（リ）タブ――（a）タブの範圍、（b）タブ侵犯によりて受くる神罰

（ヌ）覡術――（a）呪詛（人に害を與ふるもの）、（b）調伏（呪詛を解く法）、（c）雨乞ひ、風よびの方術、（d）大漁等のまじなひ

（e）禁厭に用ふる物件、（f）神通力の淵源（例へば自然力、靈魂等より受くといふが如き）

（ル）迷信――各種迷信を採集し、別紙に記載報告すべし

第五部　人事

二一　生誕、育兒

（イ）妊娠――（a）避妊、（b）墮胎、（c）妊娠中の養生

（ロ）分娩――（a）產屋又は產室、（b）助產、（c）胞衣の處分、（d）臍緒切斷方法及器具、（e）臍緒處分

（ハ）命名――（a）時機、（b）儀式、（c）命名の意義、例を擧げて說明すべし

（ニ）哺乳――（a）哺乳の期間、（b）母乳缺乏の場合の代用品、（c）乳母の有無

（ホ）養育――（a）食餌（特に小兒に與ふるもの、間食）、（b）訓練（行戰、行舟、稼穡、漁業其他）

二二　幼年、少年時代

（イ）割禮（包皮又は陰核を切ること、片（a）時機、（b）儀式、（c）手術者

（ロ）入社式（イニシエーション）（本來宗教講社に加入する式なれども、現今其意義を失ひ、我國の「若い衆」仲間入と同樣のものもあるべし）――（a）年齡、（b）儀式、（c）表識、此風習存する場合には成るべく詳密に別紙を以て報告すべし

（ハ）成女式（ピュベーテー）――（a）年齡、（b）儀式、（c）其際男子に接するか、若し然りとせば何人が之に任ずるか

二三　性的慣習

（イ）未婚男女の情交――（a）機會、（b）誘引、（c）密會の場所

（ロ）求婚――（a）約婚成立の條件、（b）求婚形式、（c）納采、（d）勞役、（e）强奪又は其遺風

（ハ）結婚――（a）儀式（古來の慣習によるもの）、（b）同棲か、別居か、（c）同棲の場合、男女いづれの家に就くか、（d）嫁資

（ニ）姦通――（a）姦通の機會、（b）姦通者の處分

（ホ）月經時の婦人の謹愼方法

二四　葬

（イ）土葬――（a）墓壙の位置、廣狹、（b）棺槨の有無、（c）若し之ありとせば其構造、材料、（d）遺骸の姿態、坐位（正坐、趺坐、立て膝）か、臥位（俯臥、仰臥、横臥）か、（e）方向、坐位ならば東西南北いづれに面するか臥位ならば頭をいづれの方に向けるか、（f）副葬物品

（ロ）火葬――（a）火葬の方法、（b）遺骨の處分、（c）遺骨收藏所、容器

（ハ）水葬――（a）棺（又は舟）に入れて流すか、（b）錘をつけて沈むるか、（c）其儘流すか

（ニ）風葬――（a）遺骸を森林等に放置して腐敗に委することありや、（b）若し之ありとせば後日其遺骨の全部又は一部（特に髑髏）を收容するか、（c）右の場合殘肉を去るため骨を洗ふことありや、（d）遺骨收藏の場合の容器及安置所

（ホ）ミイラ――（a）ミイラとする爲の防腐法、（b）防腐せる遺體の安置場所

（ヘ）墓地――（a）特に地域を限りて墓地とすることありや、（b）墓標の制式、材料（寫眞添付を可とす）

第六部　遺跡廢趾

二五　遺跡、廢趾――特に石造構築物（クサイ島レレにあるが如きもの）の遺跡。傳說口碑あるものは之を添記すべし

以上

名稱及事項別索引

凡例

一、本索引には成るべく固有の日本語を用ひた。其は檢出に便ならしめんが爲である。漢語就中事柄を表示する熟語を頭音に從うて五十音順に排列することは不可能でないとしても無意義に近いことがある。例へば髮の粧は漢語にすれば調髮、整髮、理髮、結髮等いくつでも言ひやうがあるから、之を盡く網羅せぬ限り、求める語が索引から出て來ぬことがある。——其故に支那の辭書は多くは韻字を以て檢出するやうになつて居るので、邦書に完備した事項索引のついて居るものが少い理由もこゝにある。——本索引に於ては右の場合かみ(髮)といふ項中に之を收めることにした。私は多少此點に意を用ひたつもりであるが、尙隔靴搔癢の感のあるのを遺憾とする。

二、外國語の名稱は皆片かなで書いた。歐米の書物を參照する便宜の爲、橫文字を入れたいと希望したのであるが、ミクロネシア諸語については尙未だ標準たるべき音譯法がなく、歐米の著者は多くは自國の綴字法を用ひ、同一國人(例へば獨逸人)中にも異つた綴り方をするものがある。甚しきに至つては同一人の著

書中に同一語が色々に記されて居るものもあつて適從する所を知るに苦しむのである。ミクロネシアにしては未だ權威（オーソリチー）と見るべき著書がないのであるから、英、獨、佛、蘭、西いづれの國語にも偏せず、我かなのみを以てするを可とするといふ結論に達したのである。――我かながミクロネシア諸語を寫すに比較的好都合の文字なることは拙著「チャモロ語の研究」中に述べた通りである。

三、ミクネロシア以外の語には夫々定まつた綴があるのであるが、本書に收錄せられたのは極めて少數であるのみならず、人名（多くは著者）は跋文の參考書目中に原字で掲げてあるから、再記の必要なしと認め、總て片かなで書いたのである。

四、地名、人名は最初に見えた頁數のみを示すことにした。それも重要ならざるものは省いた。

五、外國語（片かな書）の下に括孤内にいれたのは其語義で、固有名詞及動植物名は細字を以て括孤内に註した。例へばカリズ（神）は此語が「神」の意なることを表示し、ルケラン（神）とあるはルケランが或る神の名なることを現はすのである。

ア

索引

アイバズル（パラウ島コリヨルの酋長） 275
アイラオト（飲料） 581
アウゲル（祖神） 122
アウゲル・ケクラウ（ケクラウの祖神） 114, 178
アウゲル・ペラウ（ペラウの祖神） 716, 721
ア・ウドウド（パラウ珠） 194, 363, 448, 714
ア・ウドウドの分布 720
アウ・ナ・ロアル（神の口） 201
アウロナ（パラウの忌屋） 546
赤貝珠 710
アクアプ（神） 73
アゲレギリ（占） 202
あさ名 377
葦占 210
アジェク（腰卷） 418
頭の飾 430
アダラスミガイ（神） 231
アチーフ（飲料） 581
アツア（神） 125
アッサン（赤貝珠の飾） 357
アテン（船の護） 221, 631
ア・ナウル（アンガウル） 27
アナナス（鳳梨） 562
ア・ナラルズ（地） 276
アニ（靈又は鬼） 125, 237
アニ・アラマス（神人） 88, 97, 127
アニネ（靈） 124
アニジ（靈） 395
アニジンマル（杜の精） 164
アニテ（荒魂） 125
アヌ（アニと同語） 124, 395
アヌ・セト（海の神） 397
アヌ・ナウ（荒魂） 125
アヌン・ガット（和魂ニギタマ） 125
アヌ・ラプ（大精靈） 131
扇 500
油甕 596
天津ルク（神） 134
雨水 577
アマラウ（社） 172, 180
編物 688
　編み方 689
　紋様 690
　用途 694
アムライ（舟） 623
アーン（靈） 124
アンソン（人） 32
アンテ（靈） 124
アンテロープ（英船） 33, 47, 279, 344
アント又はアンデマ（地） 108
飴アメ 573
脚結アユヒ 462
アラオ（神） 73
荒魂 125
霰石 723
アリウラプ（神） 134
アルエラプ（神） 125
アルオコル（神） 73
アルモノグイ（地） 275

食物の忌 254
忌の根元 249
イム(家) 535
イーム(家) 547
イム・エン・ウ ㇾ(穢屋) 536, 546
イム・エン・タカイ(石の家) 513, 534, 580
イル(腰巻) 688
イラ(家號) 306, 323
入墨——文身の項下參照 468, 479
入墨。陰部の入墨 470, 480, 495
儀式 471, 478
禁忌 477
施行者及其報酬 483
年齢 478
部位 479
方法 481
紋様及圖案 484
用具 480
繪の具 482
入墨の歌 471
入墨の神 470, 477
入墨屋 471
イロジ・エ・ラプ(大酋長) 294
イロジ・エ・リク(小酋長) 294
イン(腰蓑) 414
インササイシ ョン(割禮) 375
飲食 558
器具 584
インドネシア叢島 106
インドネシア種族 106
陰部と禁厭 348, 703
陰部の入墨 470, 480, 495
陰陽石 127, 175
飲料 198, 576

ウ

ウ(地) 284
ウァウェ(人) 107
ウアシヤイ(役名) 288
ウイン・アメジ(人齒の頸飾) 454
族(ウカラ)——親族(シンゾク)の項下を見よ
鬱金(ウコン)(姜黄萬) 357, 737
臼 595
歌 757
氏(シヅク)——氏族の項下を見よ
ウチ(上衣) 412
團扇(ウナハ) 500, 599
ウットウ(共同室) 271, 382, 530
器(ウツハ)。具製品 585
石造品 597
天然器物 584
土器 595
葉の水入 584
龜甲製品 586
木造 587
椰子の堅殻 585
梁(ウツハリ)(上梁) 517, 526
腕飾 456
ウト(會所) 270, 283, 511, 530
鰻 253, 565
雲丹 570

ウネナク——ウン・エ・ナク——

アル・メアウ(平民) 276, 278
アル・メノル(巫娼) 277, 388
ア・レン(靈) 124
アレモルヌイ(地) 275
アロウルート(植) 563, 736
アロン(軍神) 124
竹刀(アラヒエ) 372

イ

有夫姦の制裁 319
幽靈 236, 394
イエプ(腰巻) 417
烏賊 570
筏(イカヅチ) 633
雷神(デ・バチン) 126
碇(イクサ) 637
戰(センサウ)——戰爭の項を見よ
軍神(イクサカミ) I24, 698
軍神の使 195
軍舟 632
育兒。乳母(ウバ) 378
哺乳期間 378
母乳代用品 378
生贄(イケス) 195
魚池 739
石臼 597
石杵 575, 597
石竈 552
石彈子(イシダマ) 616
石投(イシナゲ) 615
石投帶 616
石の貨幣 363, 722
石灰入 501
石柱 506, 534
イシバウ(マタラニムの酋長) 284
イシバル(妻女交換) 320
石燒 574
イシ ョ・カラケル(人) 87, 108 159, 283
イシヨパン(神) 125
イスセリ(神) 193
異性獨占 319
異族近親結婚 319
醫治 227
イヂ・コルコル(イシヨ・カラケルに同じ) 108
絲(イト) 676
綸 743
イナマク(情事の神) 124
犬 572
イネセマン(神) 129
イバネズ・イ・ガルミア(人) 195, 565
家。杙上の家 507
原始家屋 509
樹上屋 507
石柱屋 506
掘立小屋 510, 549
護符 219
民家 535
忌(イミ)。——禁忌及タブの項下參照 201, 248, 250, 336, 367
忌。鷄肉禁食 570

カ

貝 569
　器物 585
　貨幣 721
　珠 710
海菊珠 710
ガイ・タウタウ・ハルム・タノ(覗) 226, 236, 242
海圖。桿條海圖 654
　土人の描法 651
カイバクル(斧) 229, 504, 607, 678
海驢(カイロ)——みちの項を見よ
カウ(飾帶) 424, 712
ガウ(赤貝珠の飾) 452, 711
カヴァ酒 107, 192, 198, 572, 579
カーヴェンヂッシュ(人) 11
笄(カウフリ) 433, 435
冠(メン) 438
カオル(腰蓑) 414
カカーナ(巫覗) 200, 238, 240, 242, 397
樂器 752
轎 400, 405
籠 501, 584, 694
笠 427
挿頭(ガザシ) 437
飾帶(ガサリオビ) 422
加持(カジ) 200, 219, 225, 582
かじり 225, 231
カストレーション(睾丸摘出) 379
家族 322
家族制 308
家族の範圍 323
片古(カタウラ) 207
敵打(カタキウチ)——復讐の項下參照 339
片口 589
像代(カタミ) 225
紀念(カタミ) 397
假面(カブラ) 179
鬘(カブラ) 435
カテン・アニ(巫祝) 201
カナカ(種族) 117
蟹 568
カノン(護符) 220, 240, 540
蝙蝠(カハホリ) 565, 571
厠(カハヤ) 552
權(カビ) 636
冑(カブト) 617
鏑矢 615
壁 516, 527
カベサ・ペレイロ(人) 42
カボクキュク祭 187
竈(カマト) 521, 539
髮 430
　男子の結髮 431
　婦人の調髮 434
神
　天の御中主 124
　軍神 124, 698
　海の神 124, 397
　情事(緣結)の神 124
　祖神(アウゲル) 122
　祖靈(ギザズ) 167
　土の精 165
　杜の精 164
(家傳の淵源) 113, 254
長壽(ウカリ) 648
長壽と海圖 645
乳母(ウバ) 378
上衣(ウハキ) 419
笞(ウブユ) 747
産湯(ウミカノ) 373
海龜 568
海の神 124, 397
ウム(竈)(ウラカタ) 540, 551, 574
兆(ウラナイ) 213
占卜(ウラナイ) 202
卜占者 202
ウラボエ(占)(ウリカヒバイバイ) 202
賣買——賣買の項下を見よ
ウル・ウレグ(覗) 200, 248
ウル・ギオウク(祠) 168
漆塗 705
ウルレブ(神) 75, 239
魚 565
運搬法 731
運輸器具 619
ヴィ(舟) 623
ヴィルヒヨウ(人) 42
ヴェイ(占) 209

エ

エアム(舟の護) 221, 632
エケジャブ(神) 125
エダオ(神) 75, 239
蝦(エビ) 568
エラ(家號) 280, 366
エラファズ(神) 72
飫(エリ) 748
エクウレブ(神) 134
緣結びの神(イナマク) 124

オ

オアウ(地) 108
オコネル(人) 284
オセアン島 108
踊(オドリ) 196, 759
鬼 237
オバカズ(神) 73, 78, 125, 229
帶 422
オホペカズ(神) 73
織り方 683
オリファト(神) 74, 78, 125
オリファト神話 128
織物 680
オルアングル島 275
オロ・チョパ(神) 88
オロ・チパ(神) 88
オロファト(神) 128
オン(腰蓑) 414

ギルシュナー(人) 5,17,18
ギルバート(群島) 15
同。名の由來 15
同。頸飾 454
キン(飾帶) 357
禁忌——忌(イミ)及タブの項下參照

248,370
禁忌。鷄肉禁食 570
食物 257
妊娠分娩 367
禁忌の根元 319
近親通婚 319

ク

グァム(グァハム)島 11
遺跡 99
司祭 189
クイロス(人) 14
クサイ(島) 50
遺跡 82,93
クサイ人 108
織物の圖案紋様 687
家屋 548
言語 50
司祭 188
四氏族 291
社會組織 291
收穫祭 185
梱 431
クバリー(人) 33
頸飾(クビカザリ) 447
頸珠(クビタマ) 448
グ・パラウ(カロリン人) 113
組合(カルデベケル) 277
組合の任務 278

供物(クモツ) 192,404
献髪 196,396
倉 545
クラーン(人) 14
クラウゼ(人) 38
クリスチャン(人) 94
グリニッチ島 14
炊屋(クリヤ) 535,544,549
クリルト(腕輪) 457
グルグル(棒) 502,607
クロウ・ルバク(大酋長) 276
鍬(クハ) 735
會所制度 270,274,277,283
懐姙藥 365
火葬 397
割禮 375
貨幣 364
貨幣と賣買 364
棺 399
軍舟 632
軍神 124,698

ケ

カン(ヤツブ) 167
神業(カミアソビ) 196
神おろし 200
剃刀 439
神と人との關係 127
神の家(ブリル・ア・カリズ) 168
神の籠(テト・ア・カリズ) 168
神の像 180,222
神の舟 176
神寶(カムタカラ) 193
神樂(カムナギ) 200
麥 596
蚊帳 554
カヤングル(地) 276
ガライタ(舟) 623
カリウス(飾帶) 424
カリウズ(腰蓑) 414
カリズ(神) 123,125,189
カルズクル(祭壇) 175

カルデベケル(組合) 277,351
カルデベケル・バイ(集會所) 512
カロリン群島 13
名の由來 13
カロリン人。禁忌(サイパン) 257
會所制度(サイパン) 269
病氣加持 226
カロリン民族 113
舟體(カワラ) 627
カン(ヤツプの神) 167
カングル(帶) 423
甘藷 573
桿條海圖 622
姦通 319,391
カントヴァ(人) 14
かんなぎ(覡) 200
神主 188,189
カン・ムナテニ(司祭) 188
顏料 463

キ

ギザズ(祖靈) 167
キジタンラン(魔術者) 187
キチン・アラマシ(黑面低鼻の矮人) 91
吉兆、凶兆 213
杵 595
新年祭 185
器物——うつはの項下を見よ
ギマ(家) 535
衣物(キモノ)——被服の項下を見よ
ギューリッス(人) 654
共有 328

共產主義 350
競舟 197
競帆走 767
兄弟姉妹の呼稱 312
漁具 740
漁業 739
漁柵 748
居住 505
巨石建築 672,697
錐 697,711
ギリ(魔除) 222
切り髪 396

娯樂 751
娯樂の意義 751
コリヨル(地) 275
コレオメル(神) 229, 620, 628, 740
コレオメルの神像 222
コロン(司祭) 189, 240
婚姻。異族近親通婚 319
異性獨占 319
近親通婚 319
族外結婚 318
同族通婚 317, 318
同族相姦 391
魂魄 393
棍棒 607

サ

サール(墨塗の刑) 338
再婚 317
催醉飲料 198. 579
サイパン(島)の遺跡 101
サイパン人 ——チャモロ人の項下を見よ
サイパン人(カロリン種)
祈年祭 185
會所制度 269
まじなひ 242
サウ・アゲレギリ(卜者) 202
サウサウ(魔術者) 240, 242
サウ・シュプ(卜者) 202
サウ・バレバル(加持者) 227, 242
サウ・ボエ(卜者) 202
サウ・シク(巫覡) 227
サウロク(役名) 270
サウ・カテ・アニ(託宣者) 240
坐姿 730
刺網(サシアミ) 745
砂糖 573
ザブエル(神) 134
サメコアネル(神) 133
サモル(酋長) 188
270, 338
サモル・エン・ウァ(舟長) 188
サモル・ムノ(役名) 283, 336
皿 591
笊 584
サン・ヴィトレス(人) 11
産兒。産湯 373
懐姙藥 369
出産祝 374
助産 371
制限 366
墮胎 367
避姙法 366
分娩 371
産室 370
産穢 369
三寶 589

シ

啓示 190
敬稱 376
頸飾 447
ケイ・ソモル(役名) 282
形象文字 68
刑罰。死刑 339, 341
墨塗の刑 270
追放 337, 339, 341
嚬罪 337
祓ツ物 337, 340
敬禮法 730
敎名 376
穢 385
月經時の穢 386
產穢 369
血の穢 317
火の穢 252
穢屋 371, 383, 386, 545
ケクラウ(地) 716, 721
ケクラウの祖神 615
化粧(ケシヤウ)——塗粧の項下を見よ
桁(ケタ) 515, 526
結婚式 390
結繩 69
毛拔 439
獸(ケモノ) 571
ケラケズル(荒魂) 125
ケラケラ(杖) 503
獻髮 196, 396
元服 382
成女式 319, 382
入社式 379
水祝ひ 382

コ

海鼠(コ) 570
ゴアププ(神) 128
交易 350, 356
換算率 359
グァムと中央カロリンとの交易 362
代償物件 363
取引關係 360
ヤップ島民の貿易 362
交易の方法 259
睾丸摘出(コウグワン) 379
工藝 672
洪水神話 80
航路 644
腰卷 410, 688
同(アンペラ製) 417
同(織物製) 418
腰卷の裝着法 418
腰蓑 410
腰蓑の制式 414
コツェビュー(人) 15
語(コトバ) 50
コナ(巨人) 109, 158
戀 391
獨樂(コマ) 770
米(コメ) 559
米作 733
ゴライアス(種族) 109

宗教結社 379
收穫祭 184
舟庫 638
收骨 397
酋長 270, 272, 275, 276, 282, 283, 292, 294
珠玉——たまの項下を見よ
出產 371
出產祝 374
シュブ(占) 202
壽命 75
呪文 231, 244, 245
聚落 507
殉死の名殘 401
所有慾 350
情事の制限 385
シュウ・ペイチ(階級名) 287
ジュウ・ボエ(卜占者) 244
ジュカーシ(地) 284
ジュカーシの擾亂 8, 17
ジュカーシの滅亡 285
シュカライ(種族名) 91, 110, 157
食事。男女別卓 728
食事時間 728
食人俗 108, 196, 574
食物の禁忌 254, 370
食物の分配 336
シュコ酒 192, 579
助產 371
シリー 501, 582, 738
死靈 237
白貝珠 712
信仰。 122
陰陽石 127' 175
自然崇拜 126
俗信 162
祖先崇拜 122
審罪 337
神人(アニ・アラマシ) 88
神像 180, 223
親族呼稱 308
神鳥 195
神秘の紐 224
神寶 193
神話
洪水神話 80
國土生成傳說 73
創世神話 70
鑽火神話 78
島嶼釣上げ傳說 72
鳥舟 178
人間の起原 74
被服起原 409
舟の起原 620
陸地湧出神話 71
老死の因 75

ス

炊事小屋——くりやの項下を見よ
釦(木釦) 735
梳櫛 435
抄網(スクヒアむ) 745
簀橋 629, 663
スペー艦隊 5

ジア珠 424, 714
私有 328
死因 392
シェク珠 424, 713
ジェメトリウト(神) 75, 239
ジェリシュ(階級名) 287
シェルツァー(人) 285
シェレム(上衣) 421
シェン・マル(上衣) 420
鹿 571
齒牙 446
兒戲 769
死刑 329, 341
司祭 188
耳飾——みみの項下參照 439
自然物崇拜 126
氏族徽章 305
氏族制 276, 282, 286, 291, 298, 308
氏族の發生 304
氏族の母 321
氏族の分裂 306
死體の位置 401
耳朶擴大 440
耳朶の孔塡裝 442
實名 376
ジテブ(幽靈、惡鬼) 125, 394
蓆 537
死の島(冥國) 393
支配權 329
潛流 749
鹽 572
鹽と葱 222
鹽水 577
資本配當 355
縞及模樣 686
注連繩(シメ) 173, 186, 222, 247, 251
シャウ・テ・レウル(氏名) 84, 88, 91, 156
シャカウ酒 579
ジャガロ(椰子糖汁) 581
杓子 594
社會。
有無交易 350
階級 268, 271, 275
家族制——家族制の項下を見よ
共有と私有 328
共產主義 350
組合——組合の項下を見よ
會所制度——會所制度の項下を見よ
雇傭關係 352
氏族制——其項下を見よ
支配權と用益權 329
社會制度と占有慾 328
食物の分配 354
政治集團 267
社會制裁としての戰爭 342
族長 307
男性族長と相續順位 307
配偶——其項下を見よ
八邦分立 273, 275
巫娼制度——其項下を見よ
不動產制度 330
庸役權 336
邪視 224
シャマラウ敎社 196, 379
シャモロウ(司祭) 188
ジャント・デル・モント(山の人) 236
週忌祭 405

ソンソル島 14
ソンソル式(上衣) 420

タ

タアン(炊屋) 544
タイク(姜黄粉) 357, 464
大皷 754
貸借 353
タウタウ・ハルム・タノ(地中の人) 235, 256, 368
タウタウ・モノ(昔の人) 236
タウツブ(神) 125
タガル(族) 113
ダカサ(冠) 438
託宣 190
託宣者(コロン又はカリズ) 201
拷衾 554
竹槍 602
蛸 570
紙鳶 770
手次(タスキ) 421
墮胎 367
疊 538
タチムラサク(神) 229
タツッソ(神) 128
たな(側板) 632
煙草 583, 737
秉炬(タビ) 556
タピオカ(澱粉) 563
タピロ(種族名) 109
タブ——忌、禁忌の項下参照 201,249, 336, 339,
犢鼻褌(タブサキ) 410
たぶさきの語義 412
犢鼻褌の締方 413
犢鼻褌の發生 411
タブの根元 249
タフツブ(荒魂) 125
タベナン(住宅) 535, 540
ダボワ(忌) 249
珠玉(タマ) 194, 224, 363, 709
玉鬘 436
魂魄(タマヒ) 393
魂魄の行方 393
靈代 225
タマナの木 627
タマニ・ヴェイ(卜占者) 209
タメロン(魔術者) 240
タモン(酋長) 188
ダラウ(腕輪) 460
タリウ(神の木) 174
タリウ・カン(土地のカン) 167
タロ芋 563
タロ芋耕作 734
短期配偶の遺習 316
男系相續 308
男系氏族制 317
男性族長と相續順位 307
男子の結髪様式 431
反物 686

チ

スペインの占領 11
住居(スマヒ) 505
角力(スマフ) 197, 768
墨さし 677
墨繩 677
墨塗の刑 270, 338
隨身具(スヰシン) 500
睡眠 727

セ

性 323
性交 369
誘引 387
情事制限 385
同族相姦 385, 391
房事の制禁 366
密會 387
生産 351
生産組織 351
成女式 319, 382
生誕祝 374
政治的集團 267
性的享樂 384
セイパリ(杖) 503
セイピン(地) 723
妾(セウ) 324
石貨 363, 722
石造器物 597
石柱 506, 534
舌戰 345
セニヤヴィン(露艦名) 356
セムペル(人) 14
膳 589
占有慾 328
占有權の侵害 337
洗骨 398, 405
戰爭 342
挑戰 345
千成瓢簟 223
千段卷 602
洗面 728
纖維原料 67
5

ソ

衣(ソ) 419
裝屍(ソウシ) 399
掃除 728
裝身 429
相續順位(母系氏族の) 307
相續法 280, 289, 293, 294, 302, 307, 308, 326
族外結婚 318
族外結婚團 318
俗信 162
祖先信仰 122
蘇鐵の實 562
ソモル(酋長) 282
尊號 376

掠奪 390
嬬問ひの物 389
嬬屋 317, 323, 508, 535, 544
罪 337
罪なひ——刑罰の項下を見よ
罪の審 337
爪の装飾 462
釣道具 740
鈎（フリバリ） 193, 449, 586, 741
杖 223, 502, 503

テ

デ・アイ（神） 77
テイク（姜黄粉） 464
彫刻（テウコク）、模象 697
挑戦（テウ） 345
吊間 395
テグメウン（護符） 219
テット（祠） 170
テット・ア・カリズ（神の籠——祠） 168
テ・ハボウ（神） 77
デ・バチン（雷電） 126
テリヤウ（玉鬘） 437
テルギュル（社） 170
デルルヴァル（腕貫） 458
天上の世界 71
傳說——神話の項を見よ 71
パラウ珠 716
點燈具 556

ト

投網（トアミ） 744
獨逸人の出現 12
燈 628
鬪鷄 195, 197, 571, 769
燈心 556
頭飾 430
同族結婚 317, 318
同族相姦 385, 391
トーテミズム 249, 305, 324
燈明皿 556
トオルバ（倉庫） 544
土器 575
贖罪 337
擤鼻糎——たぶさきの項下を見よ
毒矢 600, 617
毒槍 604
トケサ（島王） 188
トコイ（呪文） 229, 250
トコサ（島王） 127, 188, 292
塗粧 463
塗粧法 464
土葬 398
トッヂー 579, 580
土鍋 596
帷 553
飛道具 612

ち（鈎） 224
チアクル（幣） 194
ヂアンル（舟庫） 550, 638
チュレム（上衣） 421
千木（チギ） 507, 520, 528, 529
ヂクソン（人） 43
竹刀 373
地壇（地盛り） 510
チニアン島の遺跡 98
同　巨石柱 98
血の穢 317
チブ（氏） 286
血祭 702
魑魅魍魎 235
定規 677
嫡庶 325
チャ・アンテ（荒魂） 125
チャバラブ川 89
チャマラウ（司祭） 188
チャモリ（酋長） 188
チャモロ人 112
家屋 506
頸珠 720
舊信仰 122
禁忌 255
言語 50
行舟術 619
行戰法 343
社會階級 268
調髪様式 430
東方及南方發展 113
病氣加持 226
不動產制度 330
舟 624
中央カロリン
上衣 421
踊 760
言語 51
不動產制度 331
文身紋様 493
ヂュベルレー・ヂュモン（人） 15
ヂュベロン（人） 14
ヂュルヴィル（人） 15
直接分配 354
ヂルン・ガイ（女人像） 202, 701
ヂルン・ガイの由來 702

ツ

追放 337, 339, 341
通稱 376
冢 402
月の穢 386
告の鳥 571
土の精 165
網具 635
網引 197, 768
海嘯除の禁厭（マジナヒ） 247
網縒器 637
ツバ（椰子糖汁） 581
ツブ（氏） 286
妻 324
嫡庶 325
買妻 389
婦權 320

日本とミクネシア
おかね與四郎 20
クサイ人の祖先 19,96
交易 20
足跡と日本刀のやうな武器とを刻した巨石 89
日本漁民虐殺 20
南島人の伊豆漂着 18
人間の起原 74
人間の壽命 75
人肉食用 108,196,574

ヌ

ヌクオル島 14
ヌクオル人 107
入墨の儀式 478
言語 50
司祭 189
神社 172
神像 180
幣(ヌサ) 194
塗具(ヌリグ) 703

ネ

ネグリト(種族名) 105,112
ネグリトの血統 109
鼠 572
鼠入らず 594
ネリン・アヌ(護り) 176,178

ノ

農業 733
ノヴァラ(墳墓名) 285
ノニエプ(神) 164
墾 678
祝詞 190,471

ハ

齒 446
齒と勾玉 455
バイ(共同屋) 170,277,388
391,511,698

吊間(トブラヒ) 395
トミリガイ(賤民) 405
トムン(地) 83
燈火(トモシビ) 728
豐樂(トヨノアカリ) 198
トラン(神) 73
取引關係 360
鳥船傳說 178
トル(飾帶) 424
トル(織機) 681
ドン・ルイス・ディレーレ(人) 362

ナ

名。あざ名 377
敬稱 376
教名 376
實名 376
尊號 376
通稱 376
意義 376
命名 376
苗字 322
よび名 376
哭女(ナキメ) 405
投槍 612
ナジ(公舍) 512,530
ナチック(地) 15
ナッサウ船隊 11
ナット(地) 284
ナニケン(役名) 284,288,289
ナニマルキ(役名) 288,289
繩飛び 771
鍋 570,596
海鼠(ナマコ) 570
波 646
大洋の波の現象 649
波會(ナミアヒ) 651
波の曲線 641
ナレアウ(神) 71
ナンカタラ(廢墟) 197
ナン・グトラ(同) 88,197
南遣支隊 3
ナン・ジャッポ(神) 126
ナン・タウシ(廢墟) 84
ナンマタール(同) 82
ナンマタール發掘品 84
ナンマレキ(役名) 284

ニ

ニウ・ギニアの原住民 109
ニウ・フィリッピン 14
和魂(ニギタマ) 125
ニコム(耳飾) 441
日常生活 727
鷄 195,570,696
二部族制 170,297,302,318
入社式(ニフレヤ) 379

文身の紋様 500
神倉(ホクラ) 168
禁厭(マジナヒ) 240
木造什器 588
社(ヤシロ) 170
弓矢 614
パラウ式建築 510
パラウ珠(タマ) 363, 714, 716
パラウ珠の由來 715
祓(ハラヘ)ひ物 338, 340
パーラン 363, 732
葉(ハ) 516
バル(家) 5
バルキンソン(人)
ハルメルル(神) 1
ハレウア(神) 7
バレバル(護り) 222, 227
布哇のオアフ(地)
パン・カタラ社
パンダヌス(植) 561
パンの實 560
瘢紋
瘢紋と文身 467

ヒ

梭(ヒキリ) 674
燧鑽(ヒキリウス) 598
燧臼 598
燧杵 598
髭(ヒゲ) 439
尾(ヒザゴ) 585
廂(ヒサシ) 533
眞麻緒の衣 421
ビタン・アヤネト(兩部族) 318
棺(ヒツキ) 399
避姙法 366
火の起原 78
火の穢 252
被服起原神話 409
被服の變遷 410
秘密結社 388
ピムリンガイ(賤民) 271
秘緒(ヒノヲ) 224, 427, 453
病氣加持 226
拍子木 755
ビル・エン・シャバラブ川 576
ビルン(貴種) 272
ビレリウ(地) 275
ビロン(女酋) 378
檳榔子 582

フ

ファー(石貨) 725
ファイ(貝貨) 722
ファイス—ウルチ群(地) 14
ファリウ(集會所) 274, 523
——妻の項下參照 316
再婚 317
短期配偶の遺習 316
雜婚 317, 391
721
364
物件 363
パインアップル(植物名) 562
墓標(ハカシルシ) 403
93, 399
參(ハカマ) 404
バカト(舟の梁) 628, 633
履物 429
伯叔と甥姪との關係 314
箔黑(ハクロノ) 446
柱(ハシラ)子 521, 533
彈弓(ハジキユミ) 617
柱 515, 524
大黑柱(ハシラダイコク) 524
機(ハタ)機 681
八邦分立 273, 275
旗(ハタ)卷 436
末子相續 326
初穗(ハツホ) 193
鳩 570
バト(石、土臺) 506, 513
バト材 536
バトリサイド(老親棄殺) 325
鼻飾 445
穿孔 224, 445
花鬘 435
バナナ(芭蕉) 108, 562
花環(ハナワ) 456
パパイヤ(木瓜) 562, 578
パプア(種族名) 109

博風 520, 528, 538
博風板の模様 700
葬 397
收骨 397
轜輬 400, 405
殉死 401
洗骨 398
裝屍 399
哭女(ナキメ) 405
副葬品 401
湯灌 399
ハムルル(神) 74, 128
パラウ(島) 13
踊 763
籠編み方 634
漁業と加持 229
言語 50
原住民 110
コリヨルの政治組織 279
酋長の繼位法 280
司祭 189
住宅 536
珠玉 363
咒文 230
神像 181
生誕祭 374
政治的集團 275
戰爭 344
彫刻 697
島名の由來 14, 23
卜占法 211
バイの建築 513
博風及千木の彫刻彩色 700
婦人の社會組織 278
不動產制 331

ペチュイラウ(役名) 283
ペバイ(集會所) 274,523
ペル(氏)制度 276
ペルドヘブス(幣) 194
ヘルンスハイム(人) 18

ホ

帆 634
貿易——交易の項を見よ
貿易系統 357
豐作のまじなひ 246
房事の制禁 366
棒引 768
ボエ(占) 203
ボエ・ベーグ(占) 207
木刀 609
神倉(ホクラ) 168
母系繼承 289,326
母系承統 293,302
母系氏族制 304,317
母系世襲 294
矛 601
祠(ホコラ) 168
墓參 404
星と航海 641
臍の緒(ホソ) 372
墓地 93,399
掘立小舍 510,548
ホト・ケラケヅル(魔術者) 240
ボトコル(託宣) 190
女陰(ホト)と禁厭 343,703
ボナペ(島) 3
ボナペ人 91,108
醫治法 227
顱 759
神 155
刑罰法 340
言語 50
笊 696
司祭 188
十八氏族 286
酒宴作法 198
住宅 547
政治的集團 283
占領 3
彫刻圖案 708
土人の擾亂 7,16,17,285
文身の紋樣 493
禁厭(マジナヒ) 244
水城(ミヅキ) 82
民衆の義務 291
ボナ・ウルの墓地 91
ボニアルの遺跡 91
哺乳期間 378
母乳代用品 378
骨の槍尖 605
ボノト(護り) 220
檣 634
墓標 403
ボリネシア(地) 105
彫物(彫刻) 697
彫り方及彩色 699
模樣の意義 698
ファル(家) 512
ファレ(家) 270
ファン(孀家)(フアヤ) 317,323,536,544
ブイブイ(氏) 282
ブイラク(酋長) 294
フィリッツ(人) 18
夫婦——配偶の項下を見よ
笛 753
ブエジ(龜甲牌) 451
フェナイ(杖) 387,502,608,708
フェバイ(集會所) 274,511,523
フォレーアヌ(司祭) 188
鰭の齒 605
鰭の齒の短兵器 610
葬方(フキ) 519
葬料 517,527,532
吹矢 617,770
副葬品 401
圃串(フグシ) 735
復讐 339
復讐心 342
袋 501
巫覡 200
嬪權 320
婦人の位置 320
婦人の調髮 434
衾(フスマ) 554
巫娼 274,277,320,388
巫娼制度 276,703
豚 571
不動產制度 330
物々交換 356
ブナージの墓地 93
舟庫(フナグラ) 638
木槽(フキ) 587
舟 619
競漕 197
競帆走 767
組立舟 631
舟體 627
胴の間 628,630,634
塗色(メリイロ) 632
護り 221,629
舞踊 754
ブライ(家) 535,623
ブリル・ア・カリズ(神の家) 168
ブルウ(舟の胴の間) 628,630,634
ブルロク(飲料) 581
フレーシネ(人) 15
ブレ・マレヤン(種族名) 115
文身——入墨の項參照 468
意義 469
記原及目的 468
褌——たふさきの項を見よ
分配組織 354
分配の掟 355

ヘ

兵器 600
米作 733
米人の布教 16
ヘウシ(經絲調整臺)(タフイト) 685
ペク(飾胴卷) 424
ペゲセム(種族名) 109

マピア(地) 93
魔物 238, 245
護り 219
魔除 543
マラエ(社) 172, 180
マラフ₂(頸飾) 224, 422, 452
毬(マリ) 771
マリアナ群島 10
　遺跡 97
　島民 112
　名の所由 12
　人口減少 12
マルマル(玉鬘又は頸飾) 436, 453
マルギヨク(地) 275
全彫(マルホリ) 708
マレー(種族名) 105
マレー人の移住 114
マレンサク(頸飾) 450

ミ

木伊乃(もいう) 398
神酒(みき) 192
ミクロネシア(叢島) 10, 21
　區分 21
　呼稱 22
　島嶼の構成 28
　島數、地積 21
　日本との交渉——日本とミクネシアの項下を見よ
ミクネロシア人
　壽齡 45
　人口の減少 34
　隣民族との關係 105
　航海 622
　航海智識 640
　性格 47
　生產死亡率 46
巫(ミコ) 189, 200
聯珠(ミスマル) 449, 710, 711, 721
瑞(ミツギ) 253
みち(海驢) 457
水 576
沐浴(みづあみ) 729
水祝ひ 382
水入 585
水甕 596
密會 387
水鳥 570
身の裝 429
耳飾 439
耳飾の色々 441
宮 168, 170
苗字 323
ミル・アル(神) 76
ミルチ₂・マクレー(人) 111

ム

ボングロアクル(圃串)(フグシ) 735
ボンジェン(蠱) 228, 235, 238, 245

マ

マイニッケ(人) 105
マカーナ(巫覡) 200
マカイス(司祭) 189
マガンラン(地) 276
間切 625
枕 554
錢 678
まじ(魔術) 200, 232
まじ代(シロ) 182, 225, 238, 242, 245
まじなひ(禁厭) 229, 233, 235, 238, 240, 246
まじなひ人(魔術者) 235, 240
まじ物(蠱物) 233, 234, 238
マーシャル(群島) 13
　名の由來 15
マーシャル人 108
　編物 688
　編物の圖案模様 690
　踊 766
　加持 228
　神 135
　桿條海圖 622
　祈年祭 187
　漁業と加持 231
　禁忌 258
　言語 50
　腰卷 418
　氏族內部組織 298
　氏族分脈 298
　社會組織 294
　住宅 548
　呪文 231, 245
　庶民の境週 295
　生誕祭 375
　戰況 349
　祝詞(ノリト) 191
　不動產制度 334
　舟庫 658
　文身意匠 492
　文身儀禮 471
　文身紋樣 485
　帆舟の構造 626
　禁厭(マジナイ) 245
マズ(稱號) 276
マクラニム(地) 83
マタラニムの叛亂 16
マタン(敎授用海圖) 655, 657
マチケチク(神) 72, 193
マチ₂マチ(覡) 200, 248
祭 183
　祈年祭 185
　收穫祭 184
　週忌祭 405
　生誕祭 374
　定期祭 184
　動機(モーチーブ) 184
　ボナペのアルブン・ニ・ラプ祭 197
マニアバ(島の家) 534
魔の作用 232

踊 761
加持 227
神 161
禁忌 261
言語 51
自由民 272
司祭 188
社會組織 271
社會制度 338
住宅 540
葬儀次第 405
賤民 271
タブ 252
フェバイ(集會所)の構造 523
婦人の位置 320
不動產制度 330
舟庫(フナクラ) 639
文身紋様 497
禁厭(マジナヒ) 241
ヤップ式建築 510
屋根 516, 531
ヤム芋 563, 736
ヤラファズ(神) 78, 134, 161, 273
槍 601
柄 602
穂尖 603

ユ

ユオス(神) 125
床(ユカ) 520, 528, 533, 539
湯灌 399
祭庭(ユニハ)の標識 173
湯呑 593
結納——孀間ひの物の項下を見よ
指輪 462
弓矢 613
夢占 217

ヨ

庸役權 336
用益權 329
寄棟作り 534, 548
四ツ竹 755
よび名 376
よみの國 393
鎧(ヨロヒ) 617

ラ

ライチアン(神) 132
老人棄殺 325

ムイ・バブ(神) 162, 273
ムグル(穢) 250
蒸燒 575
席 553
席針 635, 680
棟木 517, 526
村(聚落) 507
ムリヨ(人) 34

メ

命名 376
妾(メカケ) 324
メガリース(巨石建築) 672, 697
メジェンマ(敬禮法) 731
メスビル(巫娼) 274, 320, 388
メド(分圃) 655, 665
メナンカバウ(地) 115
メラネシア(地) 105
メラネシア族の影響 110

モ

喪(モ) 404
裳(モ) 410
裳の三種 410
木槽 587
木造器物 587
沐浴 729
文字。形象、結繩 69
餅 575
銛 743
杜の精(モリ) 164
モルトロック(地)
假面 179
司祭 188
社會組織 281

ヤ

椰子 561
椰子油 574
椰子占 202
椰子蟹 568
椰子栽培 738
椰子珠 713
椰子搾汁 578
椰子乳 574, 578
社(ヤシロ) 170, 172
猪(ヤス) 743
鑓(ヤスリ) 680
ヤタウ(腕輪) 460
ヤップ(島)人
腕輪 459

レ

レイアブ(司祭) 189
靈魂 395
靈魂不滅 395
レウォジ(神) 401
レガスピ(人) 11
レジマン(神) 73
レビー(役名) 270
レベリブ(全圖) 655, 661

ロ

爐 521, 539
ロア(神) 71, 75, 125
ロシル珠 441, 713
ロタ島の遺跡 99
ロム(家) 548
ローランド・ヂクソン(人) 70
ロワ(神) 71
ロンキチ(地) 284

ワ

ワ(舟) 623
ワール(舟) 623
椀 593
腕飾——うで飾の項下參照

ヱ

繪具 463

ヲ

斧——石斧、具斧參照 193, 463

ン

ンロット(寶の島) 716

勞役 351
ラリク(地) 22
ラゲメウン(護り) 219
ラゲイヤン(神) 124
ラゴメジ(敬禮法) 731
ラジムイネアムエン(神) 187, 393, 401
ラスサウ(海の神) 124
ラゼアノ(人) 13
ラダク(地) 22
螺鈿 705
ラト(神) 133
ラドロネス(地) 11
ラネージ(神) 401
ラボガ(人) 468
ラモトレク—オレアイ群(地) 14
ラモトレクの神 163
ラン・タカイの石塞 91

リ

リオコムラン(神) 187
リオト(食人種) 109
リオレク(神) 187
リ・カナン(巫) 201
リゴアブブ(神) 74
リコウ(上衣) 420
リゴブブ(神) 134
リゴブンド(神) 71
離婚 317, 391
リ・ショ・カーナン(巫) 240
リ・ジョウ・ボエ(巫) 201, 240
リマ(玉鬘) 437
掠奪結婚 390
リュトケ(人) 15
リリボウン(腕ぬき) 461

ル

ルク(神) 76, 128, 134, 161, 186
ルク(島)
占 213
踊 196, 760
神の舟 177
祈年祭 186
禁忌 257
行戰法 348
收穫祭 185
小氏族分立 282
ネリン・アヌ(靈代) 177
禁厭(マジナヒ) 243
クル・エ・ラン(神) 134, 164
ルケラン(神) 134
ルゲラン(神) 71, 74, 134
ルゲレン(神) 125, 128
ルバク(酋長) 276
ルバク・バイ(集會所) 512
ルビク(祝) 400

昭和二年七月十日印刷
昭和二年七月二十日發行

ミクロネシヤ民族誌奥附

定價拾圓

著作所有

著者　松岡靜雄

發行者　東京市麹町區上六番町五番地　岡茂雄

印刷者　東京市神田區西小川町二ノ五　津村福章

一山區縣印製刷本所所印製刷本

發兌　東京市麹町區上六番町五番地　岡書院

電話九段二七七五番
振替東京六七六一九番

エトSF796

松岡靜雄著作目錄
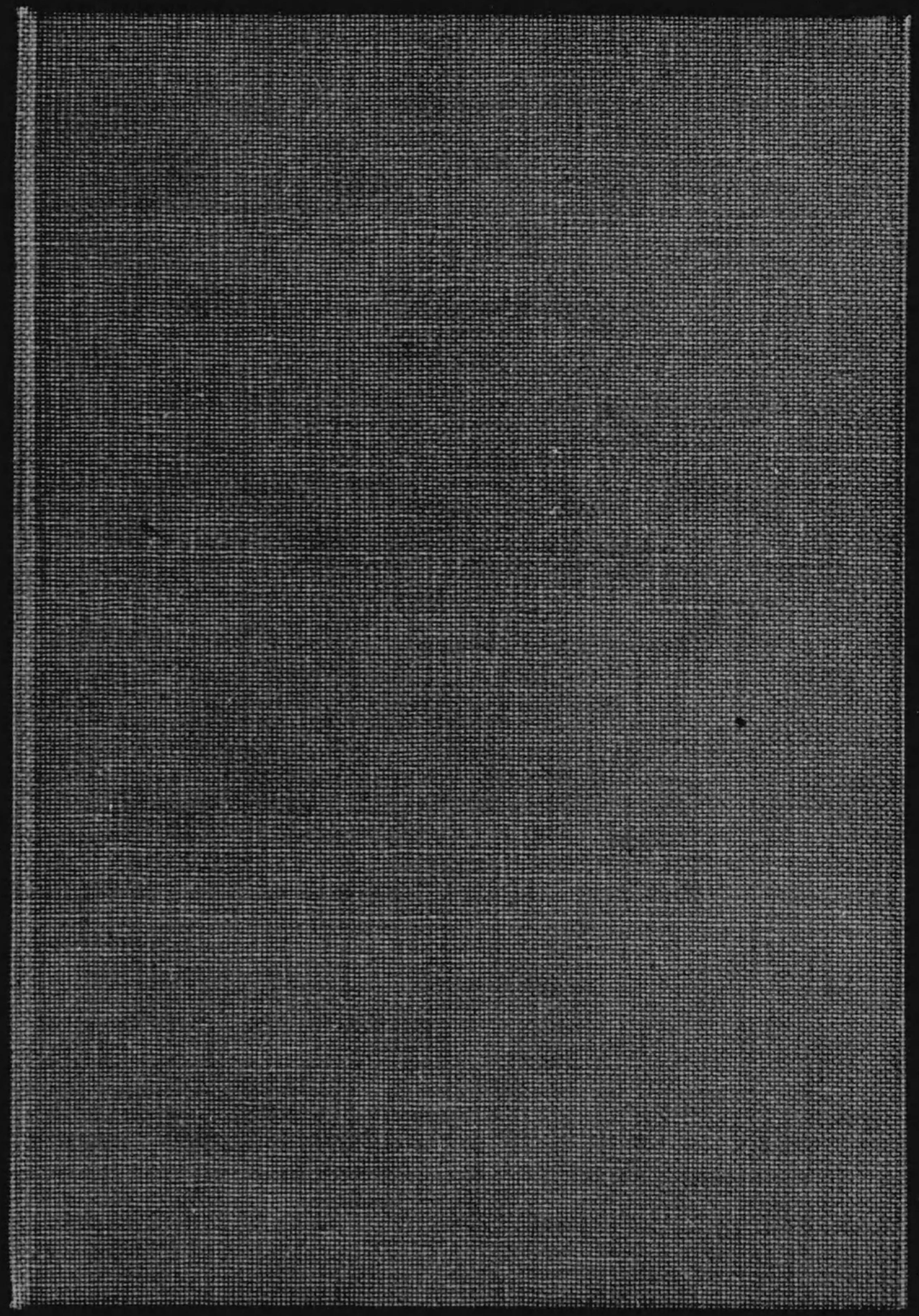
南溟の秘密	大正六年	春陽堂	絶版
爪哇史	大正十三年	岩波書店	三、五〇
太平洋民族誌	大正十四年	岡書院	三、八〇
我等が祖先の信仰	大正十五年	國語書院	〇、五〇
日本言語學	大正十五年	刀江書院	三、三〇
チャモロ語の研究	大正十五年	鄉土研究社	〇、八〇
日本古俗誌	大正十五年	刀江書院	三、三〇
ミクロネシヤ民族誌	昭和二年	岡書院	一〇、〇〇